
鳥羽市後期基本計画

令和8年度～令和12年度

鳥羽市

目次

I	序論	1
1	計画の概要	1
2	鳥羽市の現状と課題	2
(1)	人口	2
(2)	財政	11
(3)	市民アンケート調査	15
II	基本計画の構成	22
1	施策の体系	22
2	施策分野ごとの基本方向と主要な取り組み	24
	政策の柱1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち	25
	政策の柱2. 人が集い活力あふれるまち	32
	政策の柱3. 人と自然が調和した環境にやさしいまち	38
	政策の柱4. 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち	44
III	行政改革大綱	51
1	はじめに	51
2	取り組みの指針	51
3	施策の体系	51
4	取り組みの内容	52
(1)	多様な主体との連携、協働	52
(2)	戦略的な行政運営	55
(3)	持続可能な経営力の強化	60
IV	国土強靱化地域計画	66
1	国土強靱化の概要	66
(1)	国土強靱化の背景	66
(2)	強靱化を推進するうえでの基本目標	66
(3)	地域計画とSDGs	67
(4)	取り組み推進上の留意点	67
2	計画の基本的な進め方	68
(1)	基本的な進め方	68
(2)	事前に備えるべき目標	69
(3)	脆弱性の評価において想定されるリスクの設定	69
(4)	「起きてはならない最悪の事態」の設定	70
3	脆弱性の評価結果	72

4	強靱化に必要な取り組み	81
	(1) 強靱化の推進に向けた分野の設定	81
5	対応方策の重点化・優先順位づけ	82
	(1) 重点方針	82
	(2) 「起きてはならない最悪の事態」の重点化	82
	(3) 推進事業の設定	82
V	まち・ひと・しごと創生総合戦略	83
1	総合戦略と施策分野の関係	83
2	総合戦略の基本目標に基づく施策	84
	基本目標1 働く場の創出・人材育成	84
	基本目標2 新しいひとの流れ、ひとの交流	86
	基本目標3 誰もが活躍できるまち	88
	基本目標4 社会情勢等に適応したまちづくり	90
	資料編	92
	計画策定の主な経過	92
	用語集	94

I 序論

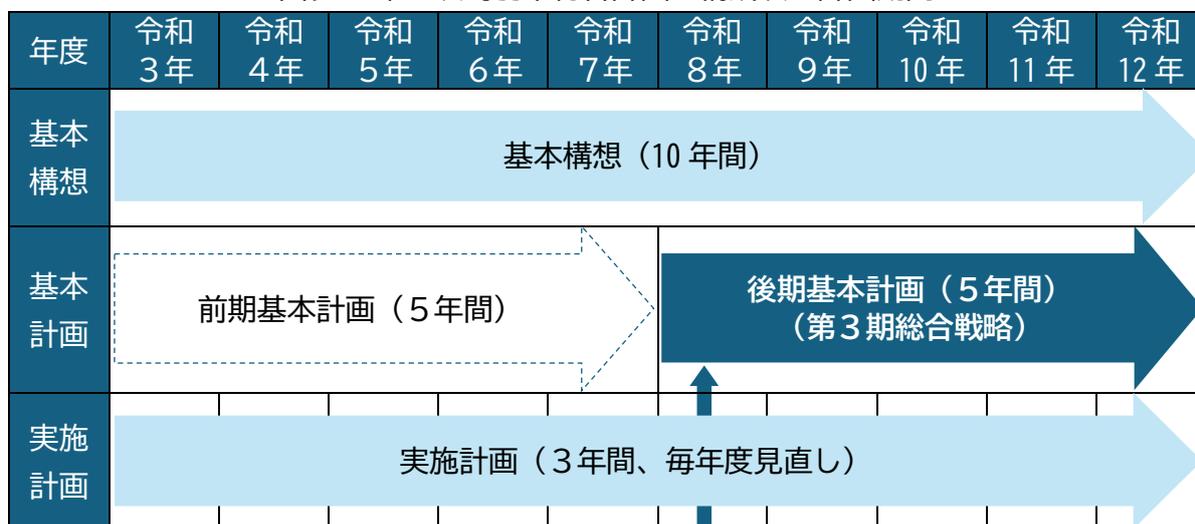
1 計画の概要

基本計画とは、基本構想の実現に向けた具体的な施策を示すものです。前期基本計画、後期基本計画から構成されています。

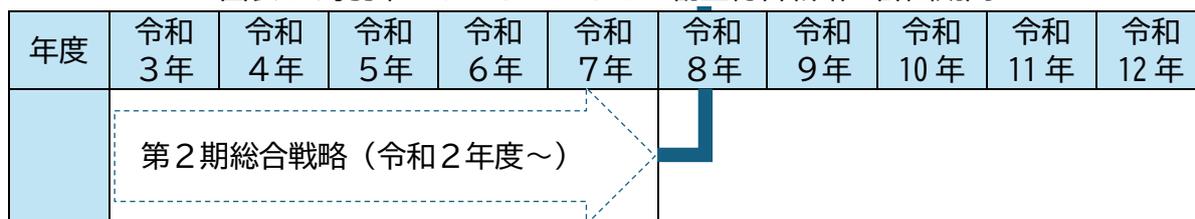
計画期間は5年とし、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を前期基本計画、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度を後期基本計画としています。

また、より施策の整合性を確保し実効性のある計画とするため、第3期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として進めていきます。

図表1 第六次鳥羽市総合計画の構成及び計画期間



図表2 鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間



2 鳥羽市の現状と課題

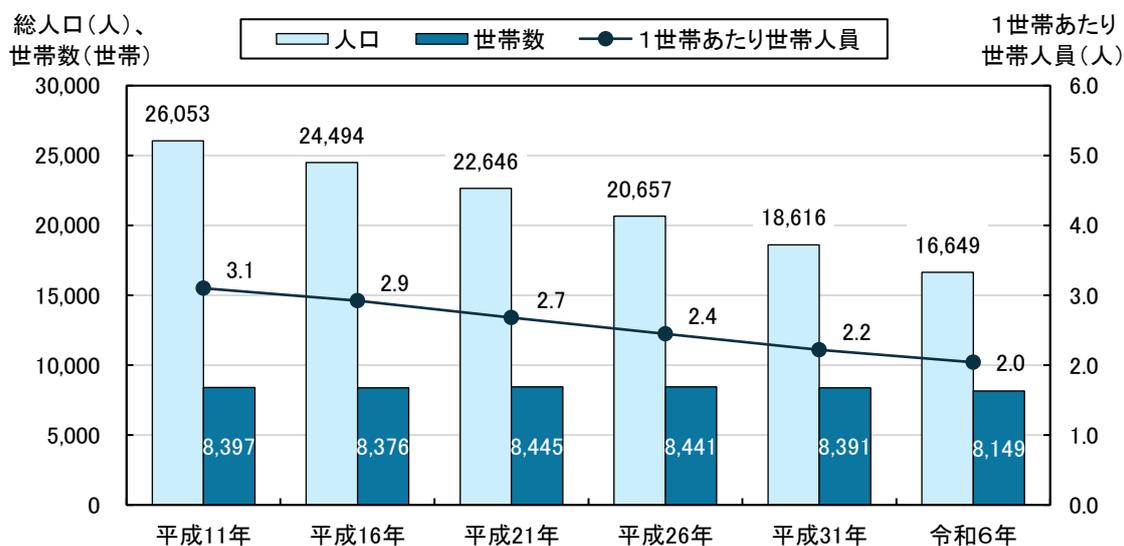
(1) 人口

(ア) 現状の整理

住民基本台帳による本市の総人口は、平成11(1999)年の26,053人以降一貫して減少傾向にあり、令和6(2024)年には16,649人となっています。また、減少割合は年々増加しており、減少速度が加速しています。

世帯数については、平成11(1999)年の8,397世帯以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年に減少し8,149世帯となっています。

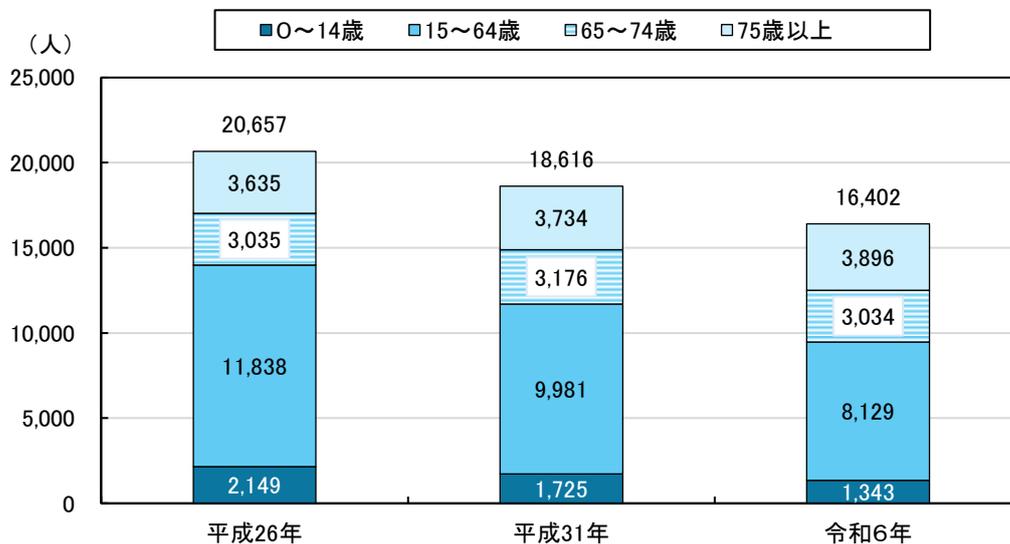
図表3 総人口、世帯数、1世帯あたりの世帯人員



出典：企画財政課企画経営室「住民基本台帳（各年3月末日時点）」

年齢4区分別人口は、「0～14歳」及び「15～64歳」の区分が一貫して減少しているのに対し、「75歳以上」は増加傾向にあります。「65～74歳」は平成31（2019）年にかけて増加しましたが、令和6（2024）年に減少しています。

図表4 年齢4区分別人口



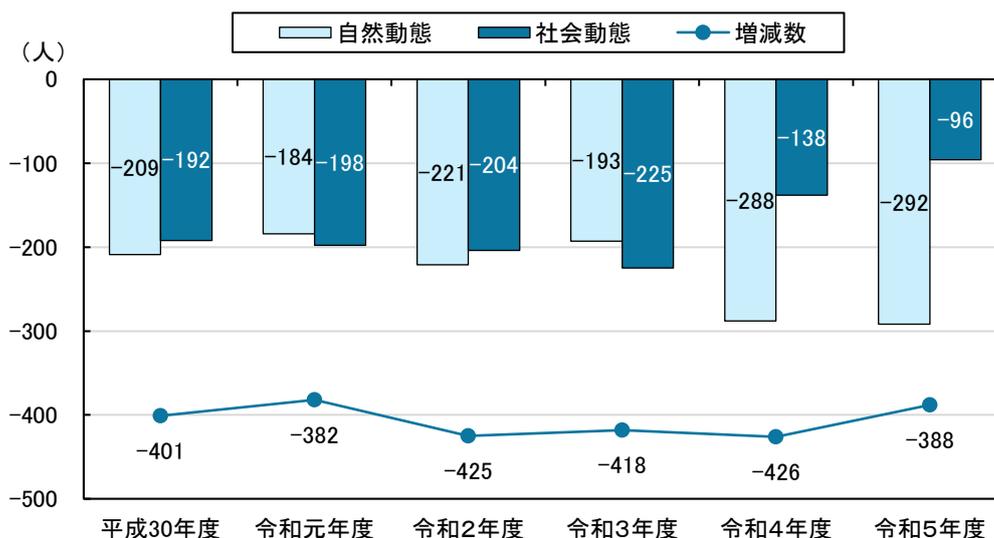
出典：企画財政課企画経営室「住民基本台帳（各年3月末日時点）」

※年齢不詳を除く。

自然動態（出生・死亡）を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっています。転入数と転出数により求められる社会動態については、転出数が転入数を上回る社会減となっています。

期間内において、出生数は減少、死亡数は増加となっており、自然動態の減少幅は拡大傾向となっています。一方、転入数は横ばい、転出数は減少となっており、社会動態の減少幅は縮小しています。

図表5 人口動態（増減数、自然動態、社会動態）



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
増減数 (人)	-401	-382	-425	-418	-426	-388
自然動態 (人)	-209	-184	-221	-193	-288	-292
出生 (人)	98	105	65	88	56	57
死亡 (人)	307	289	286	281	344	349
社会動態 (人)	-192	-198	-204	-225	-138	-96
転入 (人)	639	983	587	480	530	634
転出 (人)	831	1,181	791	705	668	730

出典：企画財政課企画経営室「住民基本台帳における人口動態」

年代別に転入元・転出先を見ると、本市への転入者は、20歳代のみ愛知県名古屋市が最多ですが、それ以外の年代では伊勢市からの転入が最多となっています。

転出者数はすべての年代において伊勢市が最多となっています。

図表6 年齢別の転入元・転出先の状況

【全年齢】						【20歳代】					
転入			転出			転入			転出		
順位	転入前 住所地	人数 (人)	順位	転出先 住所地	人数 (人)	順位	転入前 住所地	人数 (人)	順位	転出先 住所地	人数 (人)
第1位	伊勢市	301	第1位	伊勢市	769	第1位	名古屋市	114	第1位	伊勢市	268
第2位	名古屋市	194	第2位	名古屋市	213	第2位	伊勢市	91	第2位	名古屋市	126
第3位	志摩市	123	第3位	津市	193	第3位	志摩市	39	第3位	津市	70
第4位	津市	95	第4位	松阪市	152	第4位	津市	34	第4位	松阪市	62
第5位	四日市市	60	第5位	志摩市	134	第5位	大阪市	32	第5位	大阪市	56

【30歳代】						【40歳代】					
転入			転出			転入			転出		
順位	転入前 住所地	人数 (人)	順位	転出先 住所地	人数 (人)	順位	転入前 住所地	人数 (人)	順位	転出先 住所地	人数 (人)
第1位	伊勢市	54	第1位	伊勢市	146	第1位	伊勢市	23	第1位	伊勢市	79
第2位	津市	24	第2位	津市	36	第2位	名古屋市	12	第2位	志摩市	18
第2位	志摩市	24	第3位	名古屋市	23	第3位	志摩市	9	第3位	津市	15
第4位	名古屋市	21	第4位	松阪市	19	第4位	津市	8	第4位	名古屋市	12
第5位	大阪市	12	第5位	志摩市	17	第5位	松阪市	5	第5位	松阪市	11

【50歳代】						【60歳以上】					
転入			転出			転入			転出		
順位	転入前 住所地	人数 (人)	順位	転出先 住所地	人数 (人)	順位	転入前 住所地	人数 (人)	順位	転出先 住所地	人数 (人)
第1位	伊勢市	34	第1位	伊勢市	67	第1位	伊勢市	46	第1位	伊勢市	87
第2位	志摩市	11	第2位	津市	11	第2位	志摩市	27	第2位	志摩市	37
第3位	名古屋市	8	第2位	志摩市	11	第3位	名古屋市	16	第3位	松阪市	29
第4位	津市	4	第4位	名古屋市	10	第4位	鈴鹿市	7	第4位	津市	24
第4位	松阪市	4	第5位	松阪市	9	第4位	大阪市	7	第5位	名古屋市	19

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和2（2020）年～令和6（2024）年合計）

※「全年齢」には0～19歳及び「不詳／その他」を含むため、20歳代から60歳以上までの合計値とは一致しない。

通勤の状況を見ると、本市内に常住し他の市町村で従業する人が 2,104 人であるのに対し、本市で就業する従業者のうち、他の市町村に常住する人が 3,103 人となっているため、就業者については本市からの流出よりも本市への流入が多い状況となっています。

流出先としては、伊勢市への流出数が 1,315 人で全体の 62.5%を占めています。流入元は伊勢市の 1,514 人 (48.8%) と志摩市の 1,074 人 (34.6%) の 2 市が大半を占める状況となっています。

図表 7 通勤の状況

流 出			実数 (人)	比率 (%)	流 入			実数 (人)	比率 (%)
本市内に常住し他の市町村で従業			2,104	-	他の市町村に常住し本市で従業			3,103	-
流出先 上位 5 位	第 1 位	伊勢市	1,315	62.5	流入元 上位 5 位	第 1 位	伊勢市	1,514	48.8
	第 2 位	志摩市	314	14.9		第 2 位	志摩市	1,074	34.6
	第 3 位	松阪市	153	7.3		第 3 位	松阪市	101	3.3
	第 4 位	津市	86	4.1		第 4 位	明和町	68	2.2
	第 5 位	明和町	62	2.9		第 5 位	南伊勢町	65	2.1

出典：総務省「令和 2 年国勢調査」（令和 2（2020）年 10 月 1 日時点）

通学では、本市内に常住し他の市町村へ通学する人が 376 人であり、他の市町村に常住し本市へ通学する人が 431 人であるため、本市への流入者数が流出者数よりもやや多い状況となっています。

流出先としては、伊勢市が 254 人で流出者全体の 67.6%を占めています。流入元は伊勢市の 176 人 (40.8%) と志摩市の 60 人 (13.9%) の 2 市で流入者の過半数を占めています。

図表 8 通学の状況

流 出			実数 (人)	比率 (%)	流 入			実数 (人)	比率 (%)
本市内に常住し他の市町村へ通学			376	-	他の市町村に常住し本市へ通学			431	-
流出先 上位 5 位	第 1 位	伊勢市	254	67.6	流入元 上位 5 位	第 1 位	伊勢市	176	40.8
	第 2 位	松阪市	27	7.2		第 2 位	志摩市	60	13.9
	第 3 位	津市	25	6.6		第 3 位	明和町	38	8.8
	第 3 位	志摩市	25	6.6		第 4 位	松阪市	30	7.0
	第 5 位	名古屋市	10	2.7		第 5 位	玉城町	19	4.4

出典：総務省「令和 2 年国勢調査」（令和 2（2020）年 10 月 1 日時点）

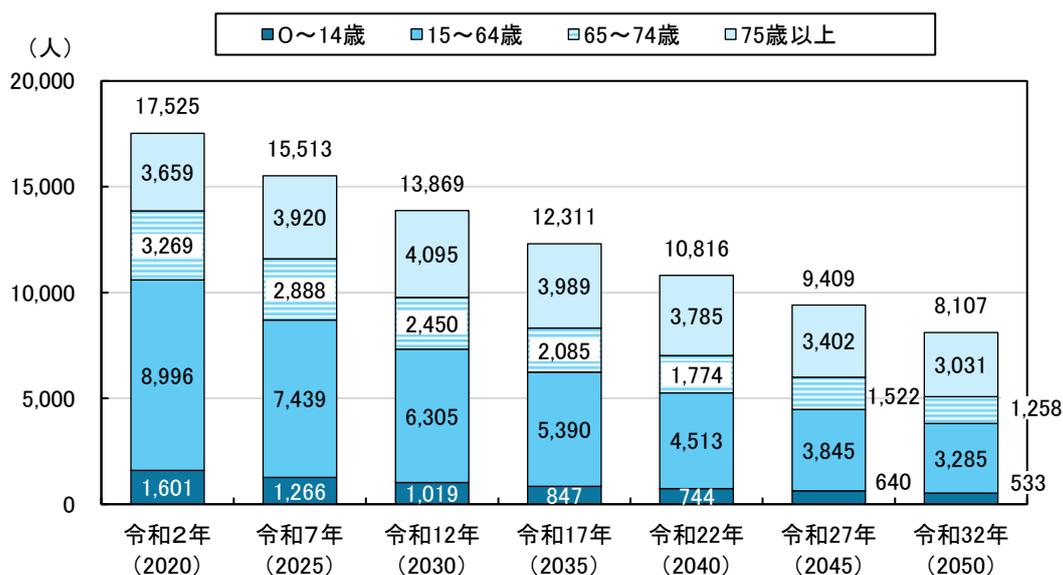
※15 歳以上通学者が対象。

(イ) 将来人口推計

本市の将来人口は、基準年の25年後となる令和27（2045）年には1万人を割り込み、令和32（2050）年では8,107人となる見込みです。

年齢階級別に見ると、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少傾向にあります。65歳以上の老年人口は令和2（2020）年以降減少する見込みとなっていますが、75歳以上人口については令和12（2030）年まで増加を続け、その後減少に転ずる見込みとなっています。

図表9 推計結果（令和2（2020）年10月1日基準）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

(ウ) 推計パターンの考え方

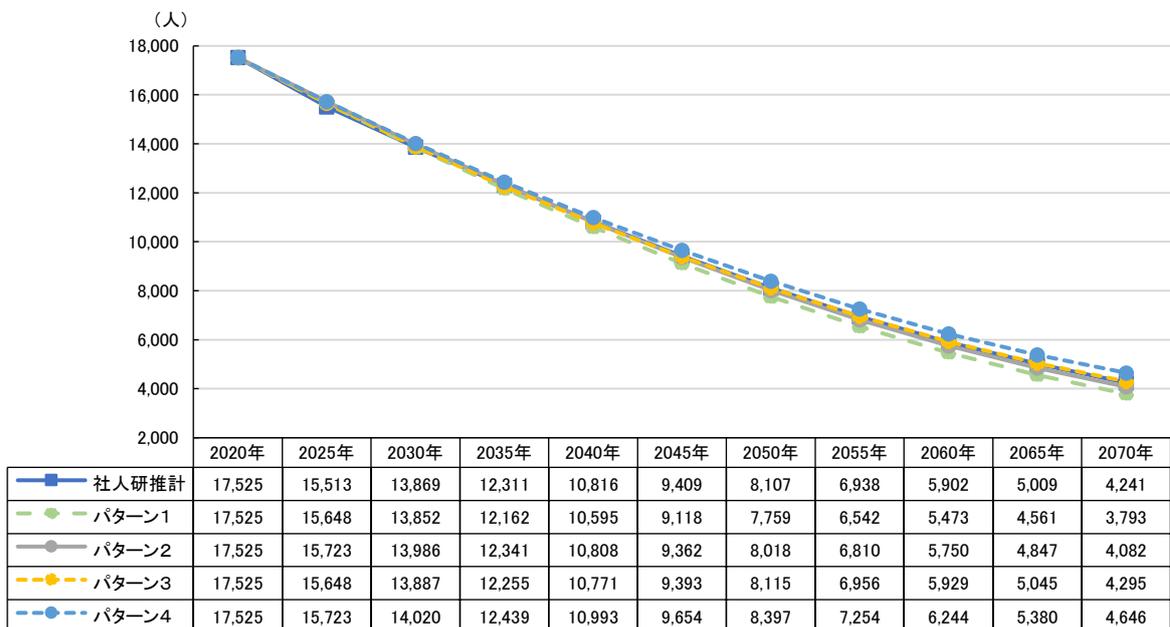
図表10 推計パターンの一覧

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
概要	社人研推計（2023年）をベースに、鳥羽市の合計特殊出生率の5年間平均を横ばいとする条件で推計	社人研推計をベースに、三重県の合計特殊出生率の5年間平均を横ばいとする条件で推計	パターン1に加え、ファミリー層が移動均衡する条件で推計	パターン2に加え、ファミリー層が移動均衡する条件で推計
出生の仮定	鳥羽市の合計特殊出生率(令和5年までの5年間平均)を設定	三重県の合計特殊出生率(令和5年までの5年間平均)を設定	パターン1と同じ	パターン2と同じ
死亡の仮定	最新の社人研推計において仮定値として設定された生残率を採用			
移動の仮定	住民基本台帳の2020年と2025年の各歳別人口と社人研の生残率から算出した純移動率を設定	パターン1と同じ	純移動率が2040年時点で均衡状態になるよう、2020～2035年のファミリー層の純移動率を漸増として設定	パターン3と同じ

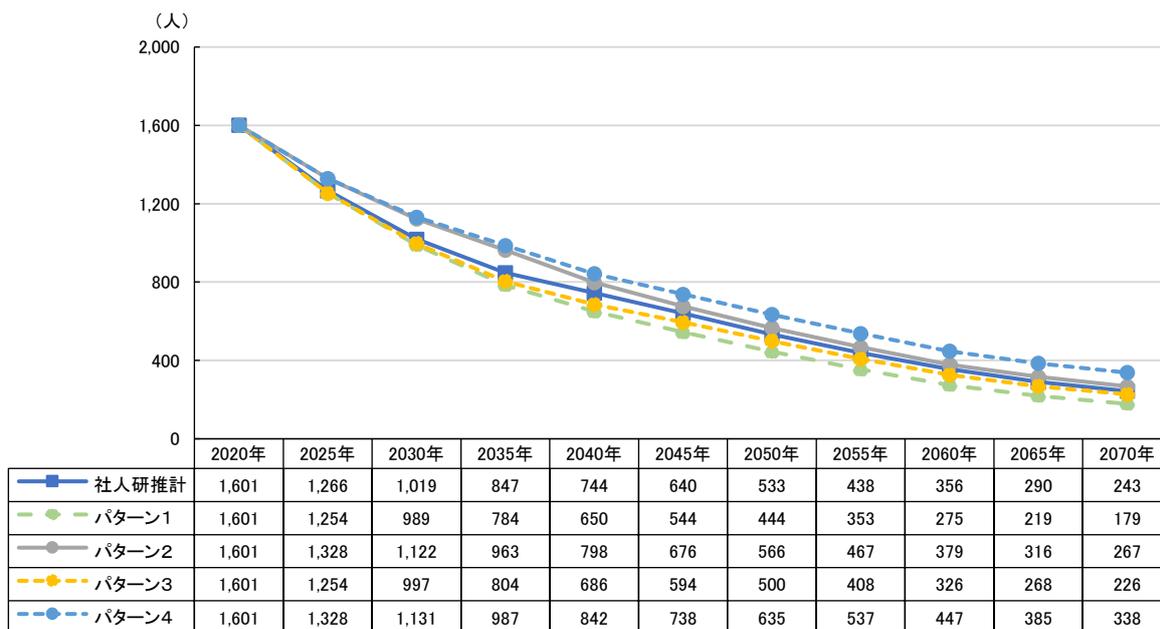
※ファミリー層は0～4歳、5～9歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳としています。

(エ) 推計パターンの比較

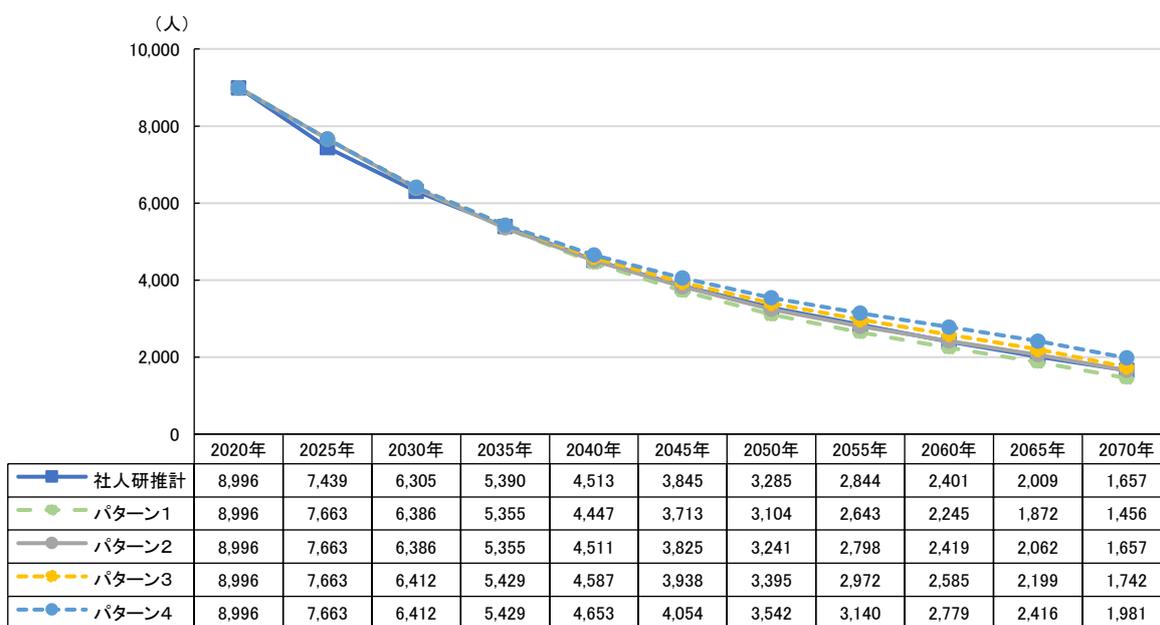
図表11 総人口の比較



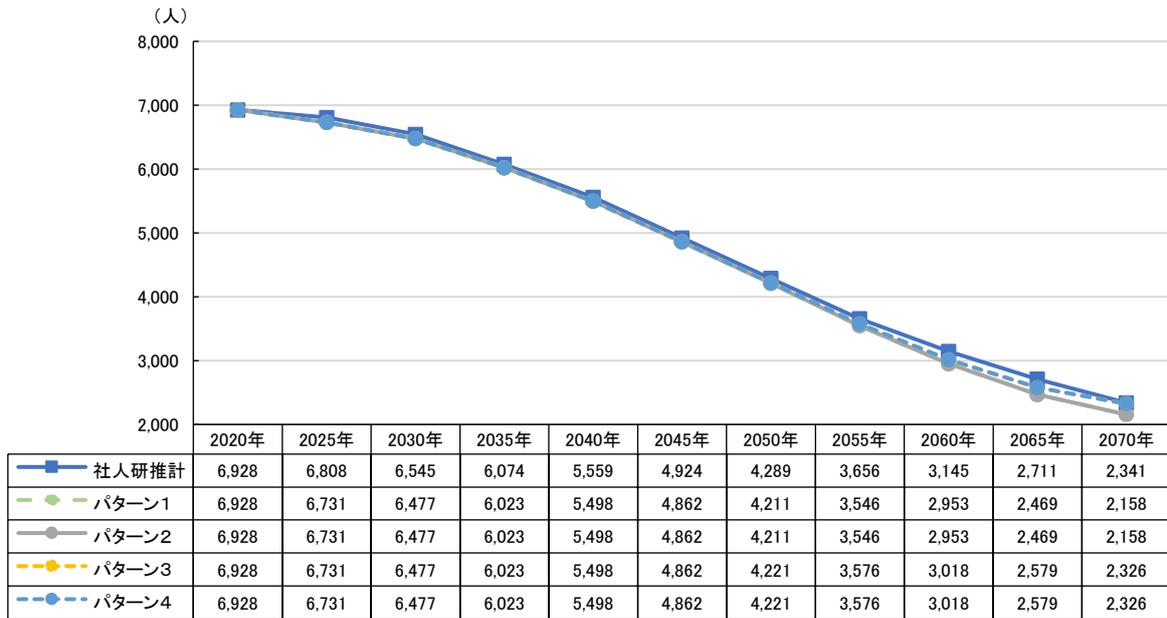
図表12 0～14歳人口の比較



図表13 15～64歳人口の比較



図表14 65歳以上人口の比較



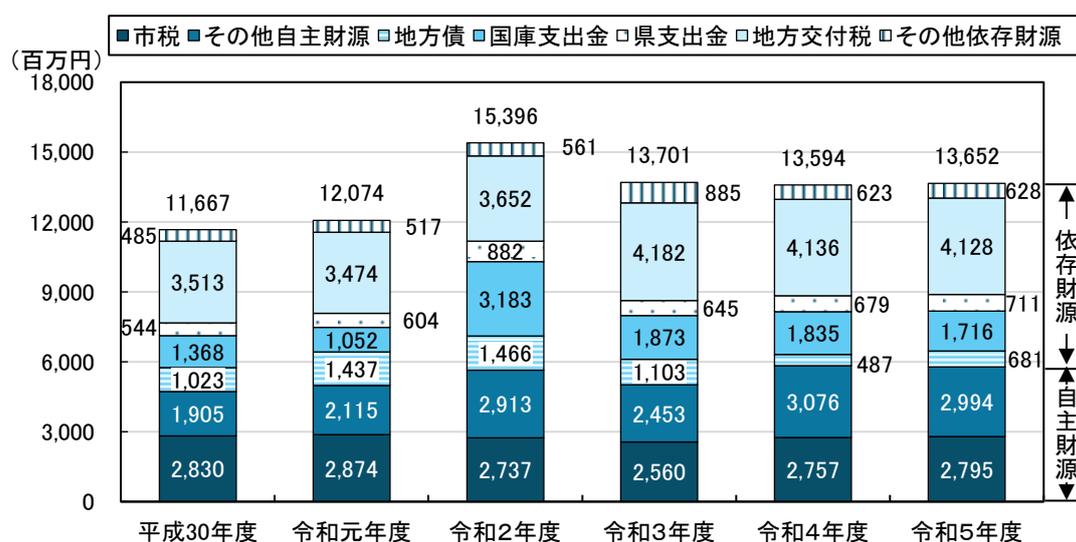
(2) 財政

(ア) 普通会計の歳出入及び投資的経費の状況

平成30(2018)年度以降の普通会計の歳入決算総額は、令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別給付金などの臨時的な歳入があったことにより一時的に増加しました。その後は減少しましたが、令和元(2019)年度以前の額を上回って推移しています。令和5(2023)年度は136億5,200万円で、平成30(2018)年度の116億6,700万円と比べて約20億円の増加となっています。

歳出決算総額も、令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的な支出があったことから一時的に増加し、翌令和3(2021)年度には一旦減少しましたが、その後は増加傾向にあります。令和5(2023)年度は131億8,200万円となっています。内訳を見ると、公債費はおおむね横ばいで推移しており、それ以外の各項目はおおむね増加傾向にあります。

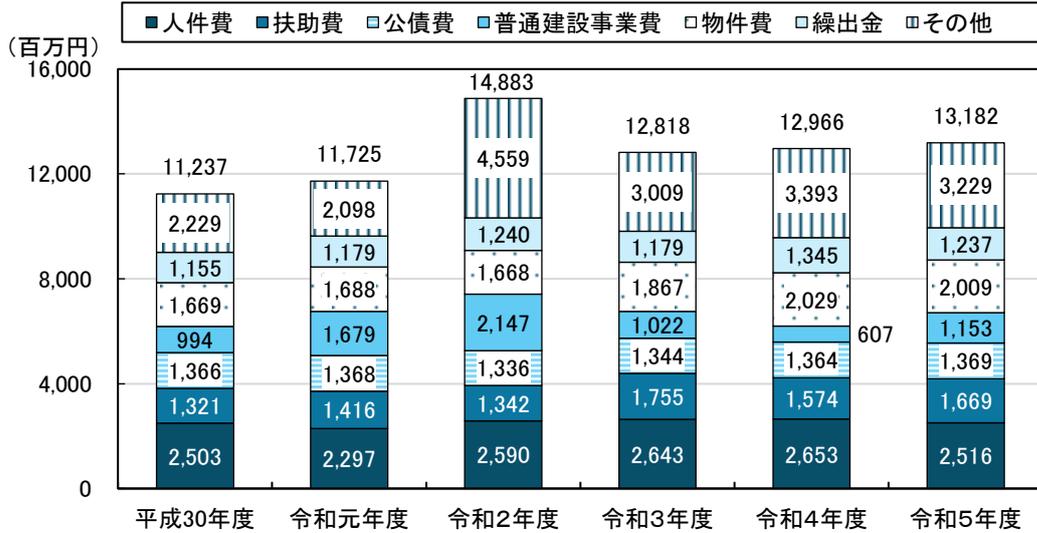
図表15 歳入決算総額の推移(普通会計)



出典：総務省「決算カード」

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

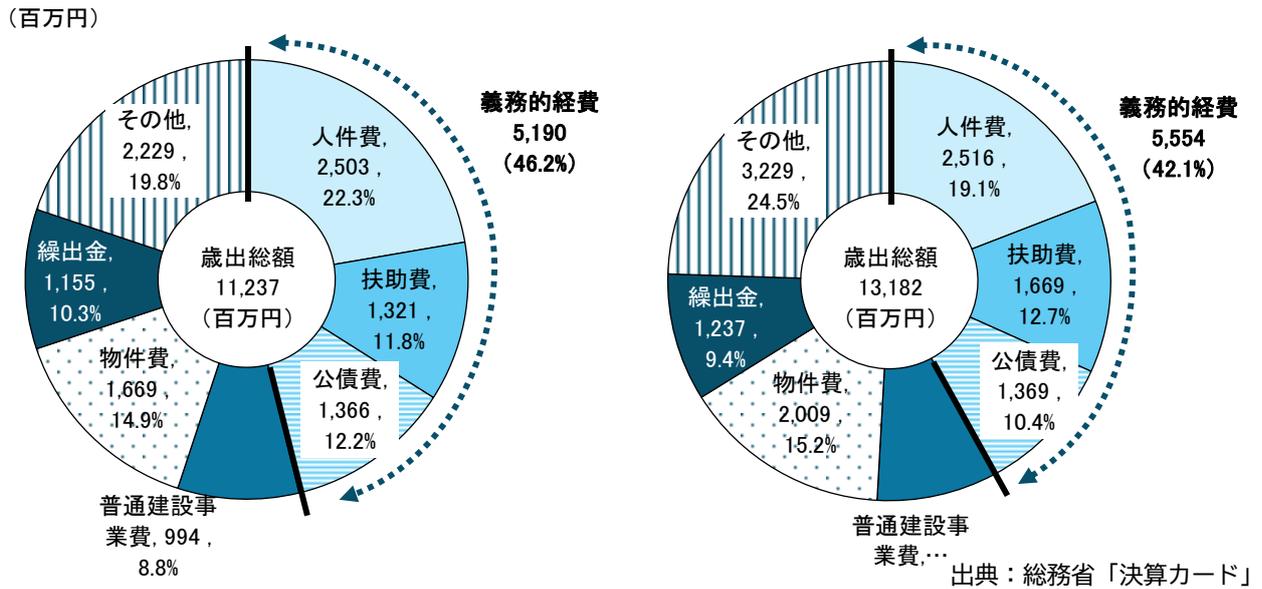
図表16 歳出決算総額の推移（普通会計）



出典：総務省「決算カード」

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

図表17 普通会計における歳出決算総額の構成
（左：平成30（2018）年度、右：令和5（2023）年度）



出典：総務省「決算カード」

(イ) 財政推計

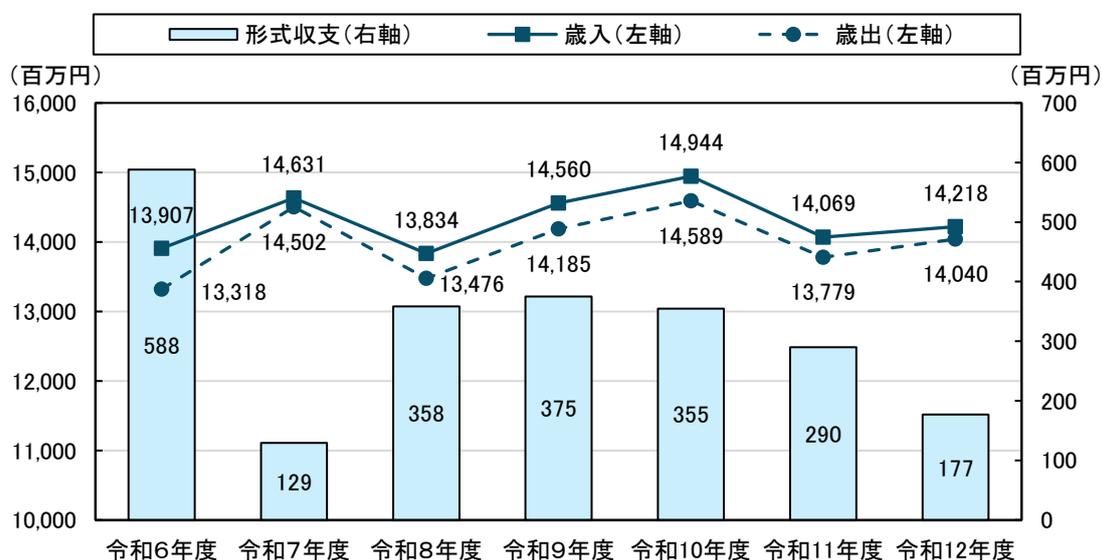
本市の財政規模は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度にかけておおむね横ばいで推移する見込みですが、歳入・歳出及び形式収支には変動が見られます。

歳入では、市税が令和8（2026）年度をピークにその後緩やかに減少しており、その他自主財源もわずかに減少傾向です。依存財源は変動が大きく、地方交付税や市債は年度により増減が見られ、国庫支出金やその他依存財源も大きく増減しています。

歳出では、人件費、補助費等、繰出金が比較的安定して推移する一方、扶助費は増加傾向にあり、公債費も令和12（2030）年度にかけて増加しています。物件費やその他は年度による変動が大きくなっています。

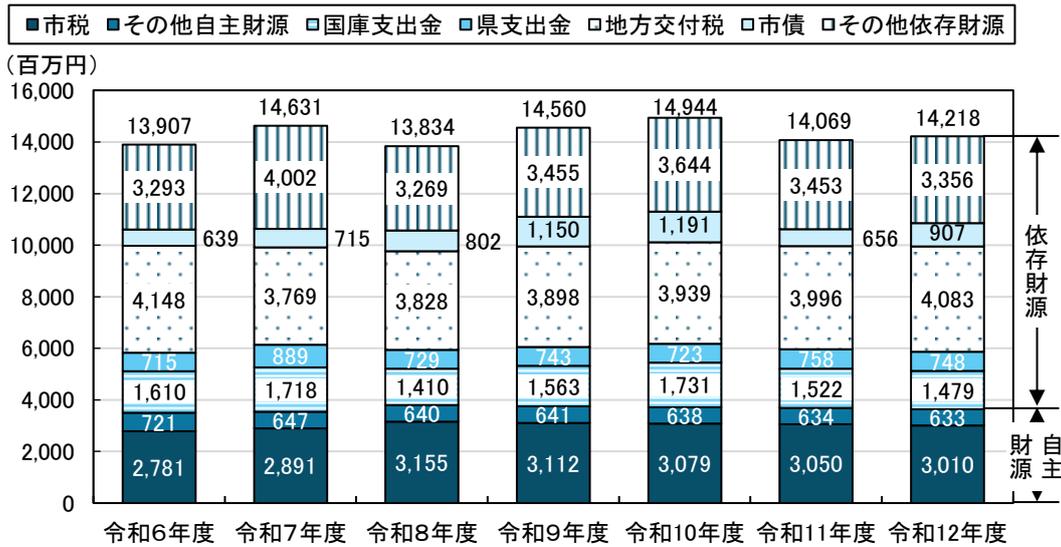
形式収支は全体として減少傾向を示しており、今後は社会保障費や施設や設備の老朽化に伴う改修費などの増加を踏まえた財政運営の安定化が課題となります。

図表18 財政推計（歳出入総額）

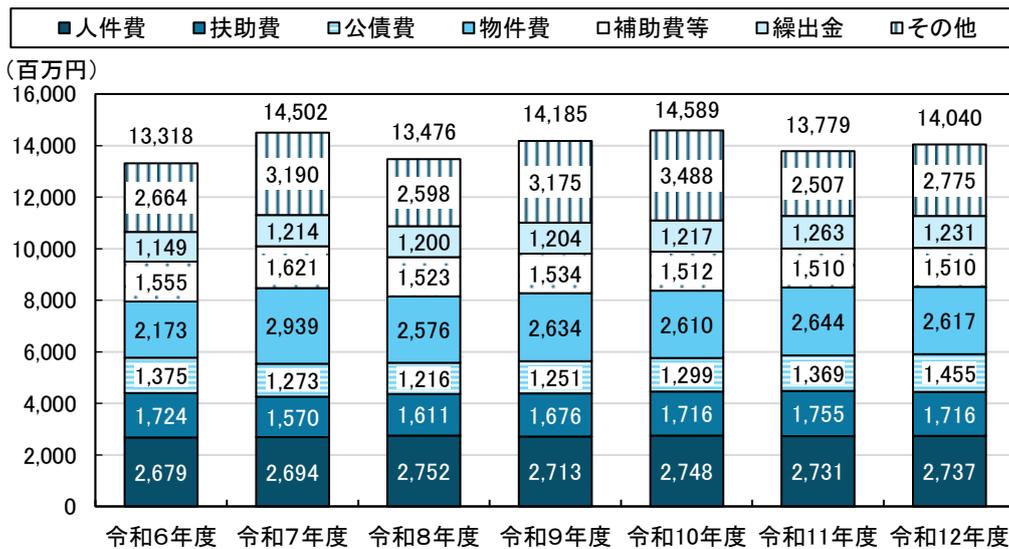


出典：企画財政課財務係作成

図表19 費目別財政推計結果（上：歳入、下：歳出）



※「その他自主財源」は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金を含む。
 ※「その他依存財源」は、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を含む。



※「その他」は、維持補修費、積立金、投資及び出資金、投資的経費を含む。
 出典：企画財政課財務係作成

(3) 市民アンケート調査

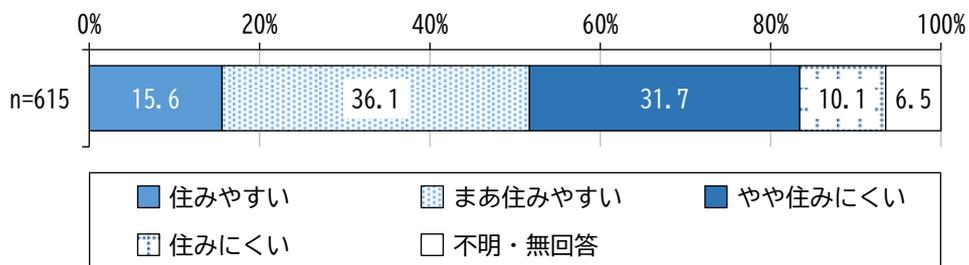
図表20 アンケート調査の概要

項目	市民アンケート調査
調査目的	令和3年度からスタートした第六次鳥羽市総合計画前期基本計画の取り組みを評価するために、広く市民の皆さまのご意見を伺い、今後の鳥羽市の在り方を描いていくことを目的として実施しました。
調査対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	令和7年6月16日（月）～6月27日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式 または、WEB回答による本人回答方式
配布数	2,000件
有効回収数	615件（郵送：513件、WEB：102件）
有効回収率	30.8%

(ア) 本市の住みやすさ

住みやすさについてみると、「まあ住みやすい」が36.1%と最も高く、次いで「やや住みにくい」が31.7%となっています。【住みやすい】（住みやすい+まあ住みやすい）は51.7%となっています。

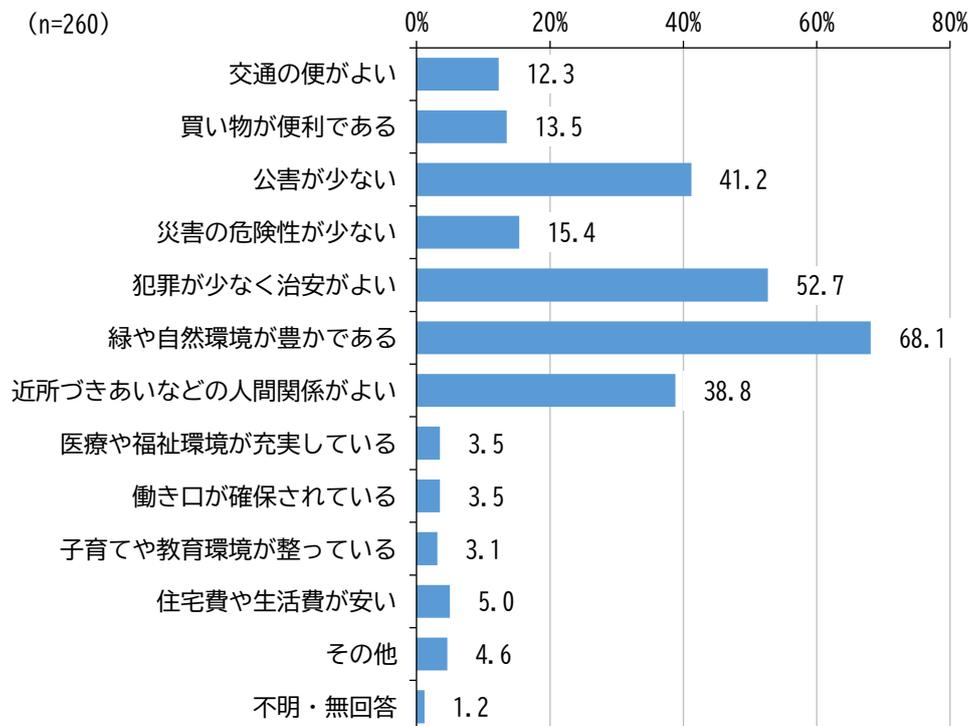
図表21 本市の住みやすさに関する意識



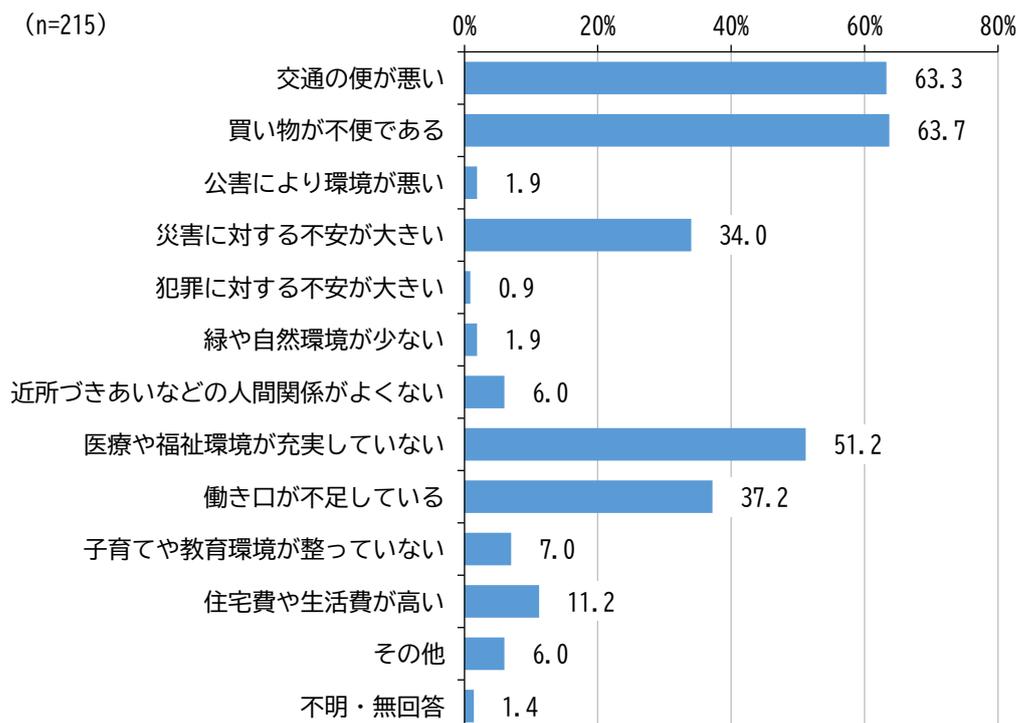
住みやすいと思う理由についてみると、「緑や自然環境が豊かである」が 68.1%と最も高く、次いで「犯罪が少なく治安がよい」が 52.7%、「公害が少ない」が 41.2%となっています。

一方で、住みにくいと思う理由についてみると、「買い物が不便である」が 63.7%と最も高く、次いで「交通の便が悪い」が 63.3%となっています。

図表 2 2 「住みやすい」「まあ住みやすい」と回答した理由



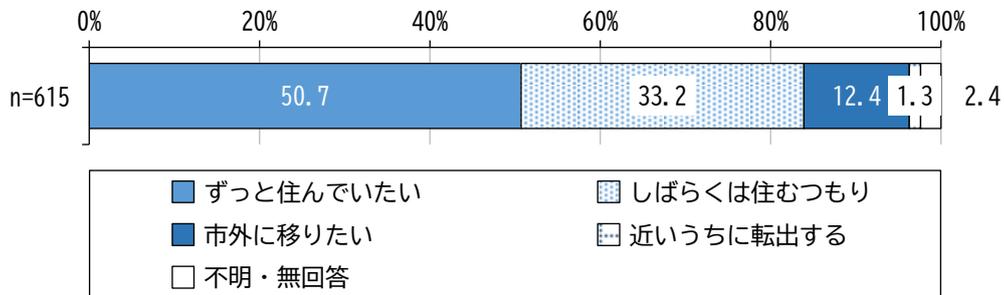
図表 2 3 「やや住みにくい」「住みにくい」と回答した理由



(イ) 定住意向とその要因

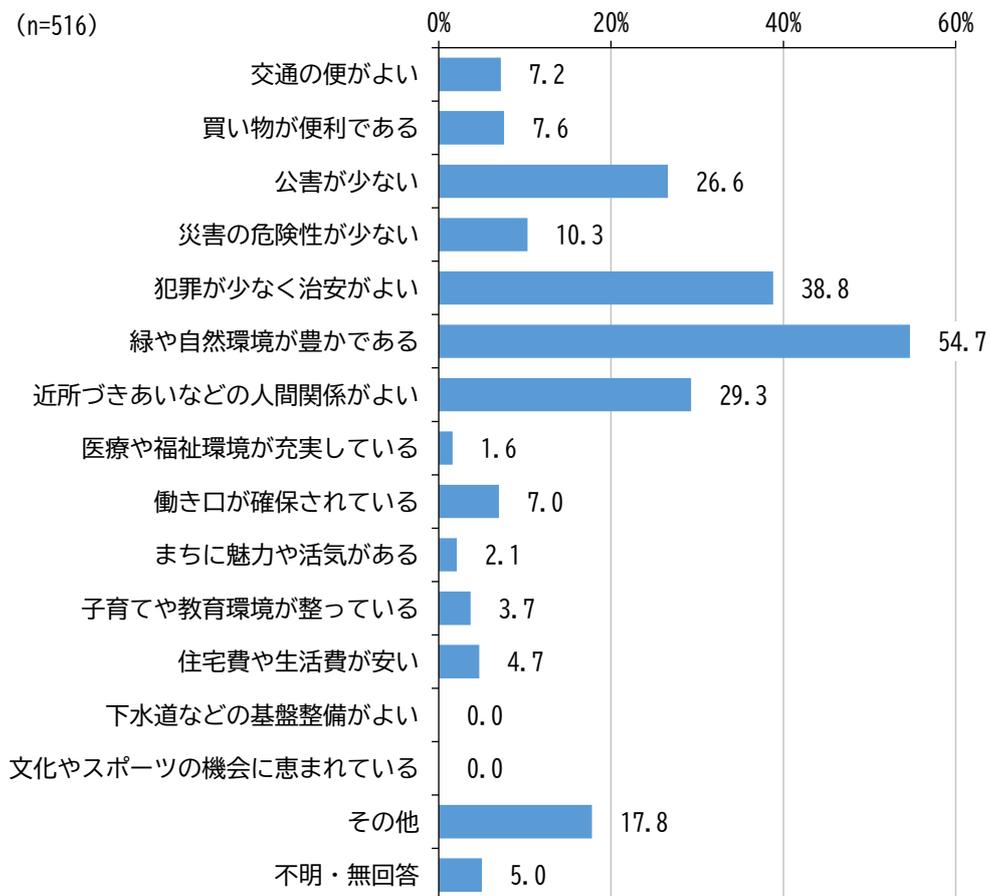
居住意向についてみると、「ずっと住んでいたい」が50.7%と最も高く、次いで「しばらくは住むつもり」が33.2%となっており、定住意向があると回答した割合は83.9%となっています。

図表24 定住意向



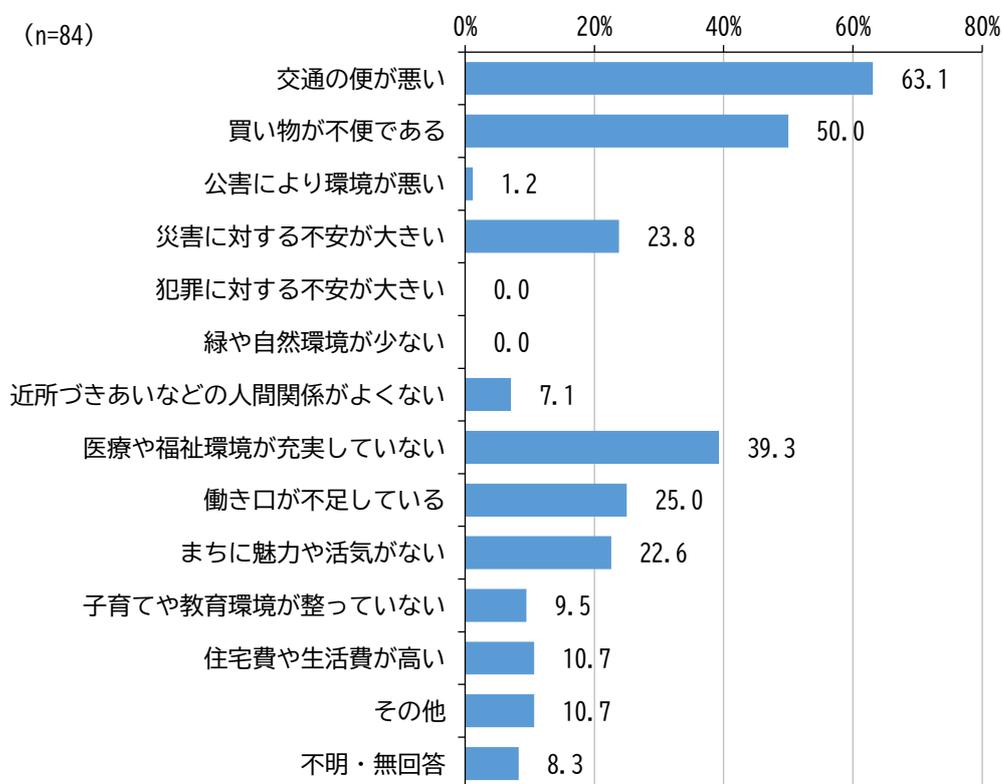
「ずっと住んでいたい」「しばらくは住むつもり」を選んだ理由についてみると、「緑や自然環境が豊かである」が54.7%と最も高く、次いで「犯罪が少なく治安がよい」が38.8%となっています。

図表25 「ずっと住んでいたい」「しばらくは住むつもり」と回答した理由



一方で、「市外に移りたい」「近いうちに転出する」を選んだ理由についてみると、「交通の便が悪い」が63.1%と最も高く、次いで「買い物が不便である」が50.0%となっています。

図表26 「市外に移りたい」「近いうちに転出する」と回答した理由

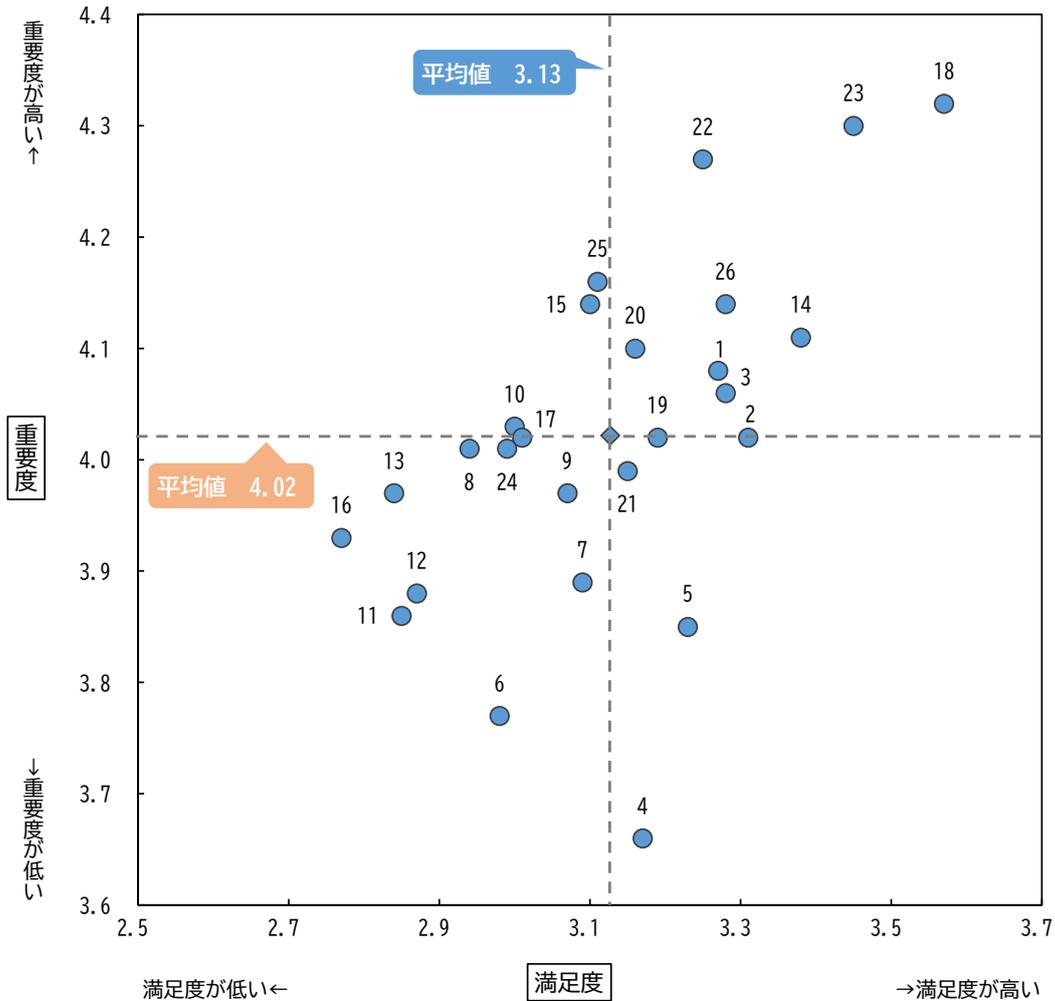


(ウ) 市政に対する満足度・重要度

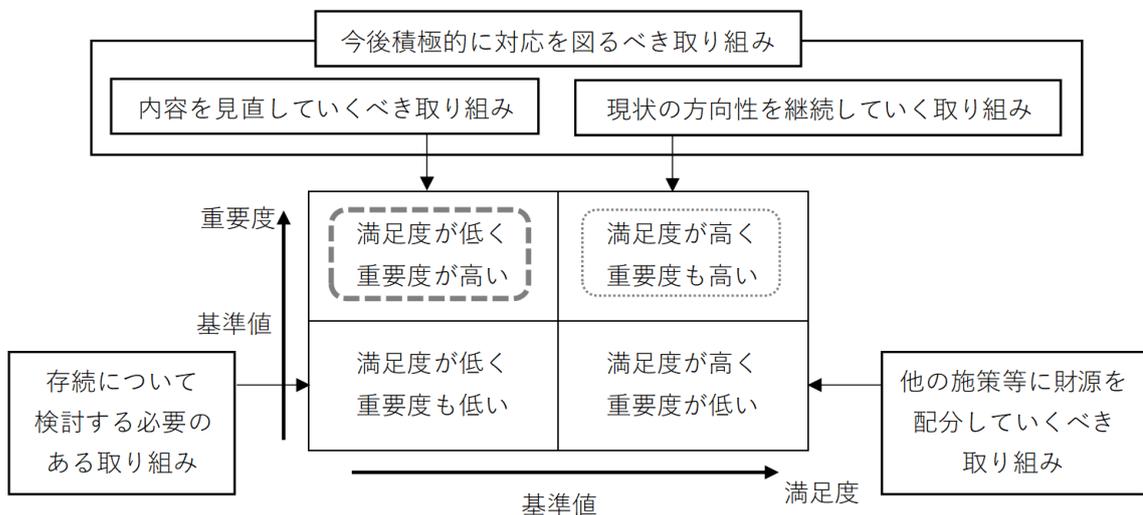
満足度が高く、重要度も高い施策では、[18 安心な水を未来につなぐ] [23 消防・救急体制を充実する] [22 災害や犯罪に強いまちを作る]などの項目が挙がっています。

一方、満足度が低く、重要度が高い施策では、[25 健康で安心できる暮らしを支える] [15 緑と海を次代に残す] [10 水産業を守り育てつなぐ]などの項目が挙がっています。

図表 27 満足度・重要度



図表 28 グラフの見方



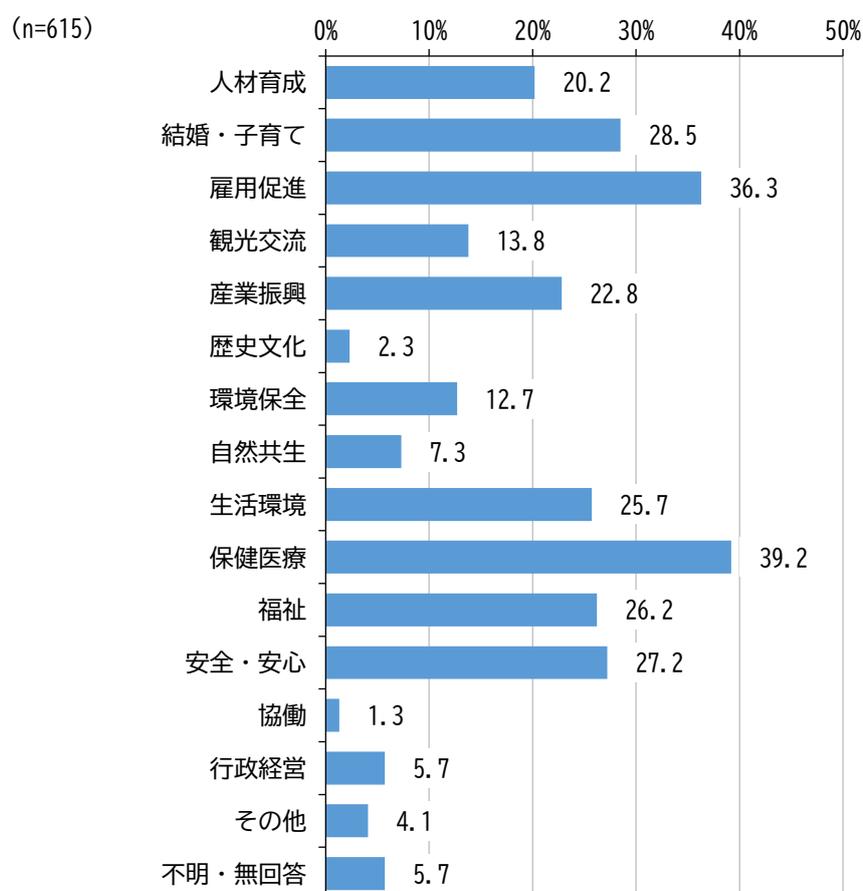
◆凡例

1. 子どもと子育て家庭をやさしく支える	14. 環境負荷の少ない循環型社会の創出
2. 子どもの未来の礎となる鳥羽ならではの教育を進める	15. 緑と海を次代に残す
3. しっかり学ぶ子どもたちを育てる	16. 住環境・土地利用の健全化
4. 多様な立場や個性を認め合う精神を育てる	17. 安全で快適な道路環境整備に努める
5. 生涯学習やスポーツを進める	18. 安心な水を未来につなぐ
6. 鳥羽ファンの憩いとつながりづくり	19. みんなで支え合うまちをつくる
7. 海洋文化を守り、活かす	20. 高齢者が地域でいつまでも暮らせるまちをつくる
8. まちの美しさと機能を保つ	21. 障がい者の地域での主体的な生活を支える
9. 地域資源を活用した経済循環	22. 災害や犯罪に強いまちをつくる
10. 水産業を守り育てつなぐ	23. 消防・救急体制を充実する
11. 農業に触れる機会をつくる	24. 地域に合った移動手段を考える
12. 商工業の明日を支える	25. 健康で安心できるくらしを支える
13. とばびとの「働く」を支える	26. 質の高い市民サービスを提供する

(エ) 今後のまちづくりで特に力を入れるべき分野

まちづくりで特に力を入れるべき分野についてみると、「保健医療」が 39.2%と最も高く、次いで「雇用促進」が 36.3%となっています。

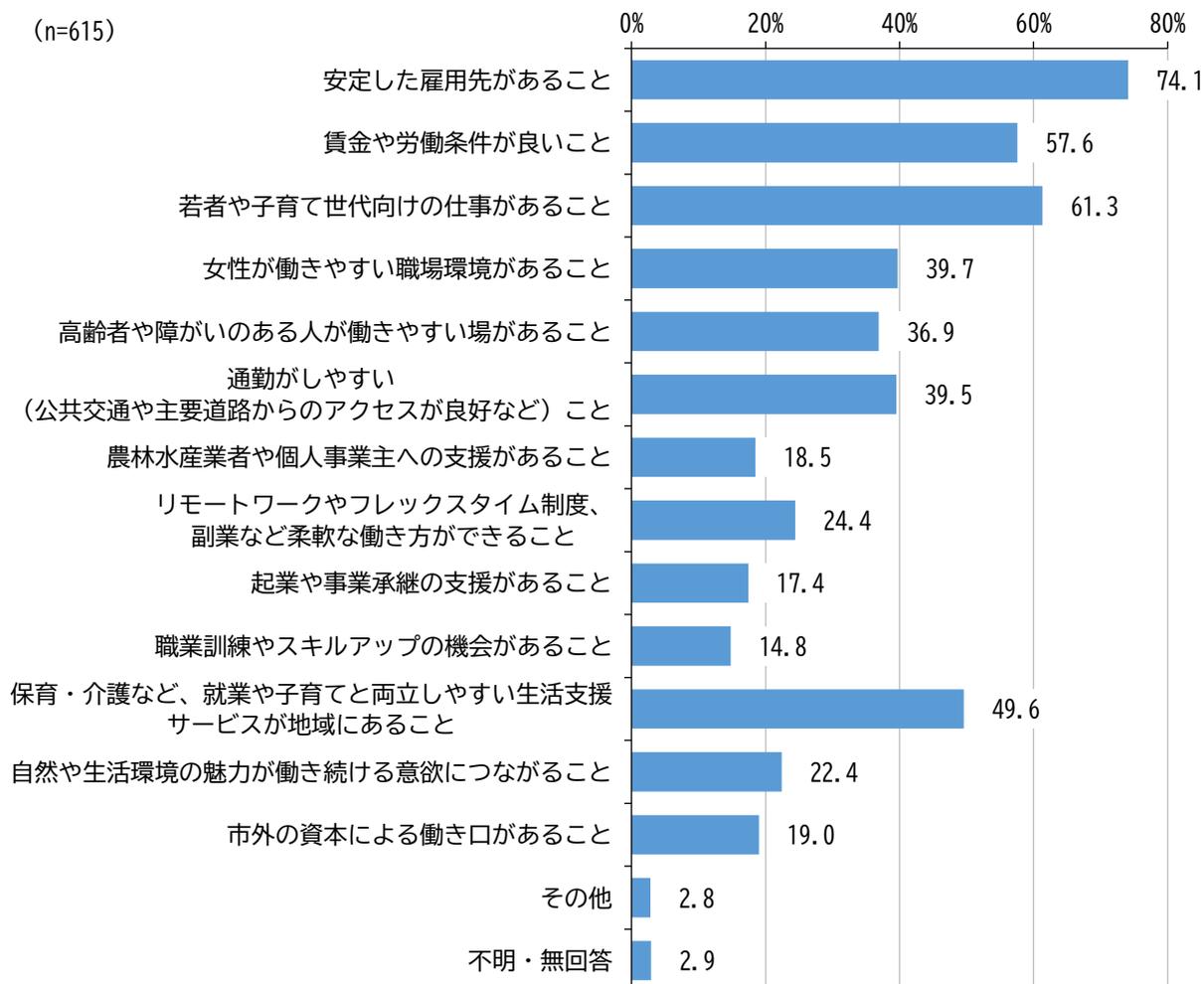
図表 29 今後のまちづくりで特に力を入れるべき分野



(オ) 鳥羽市で働く（働き続ける）ために必要と思う環境

働く（働き続ける）ために必要な環境についてみると、「安定した雇用先があること」が74.1%と最も高く、次いで「若者や子育て世代向けの仕事があること」が61.3%となっています。

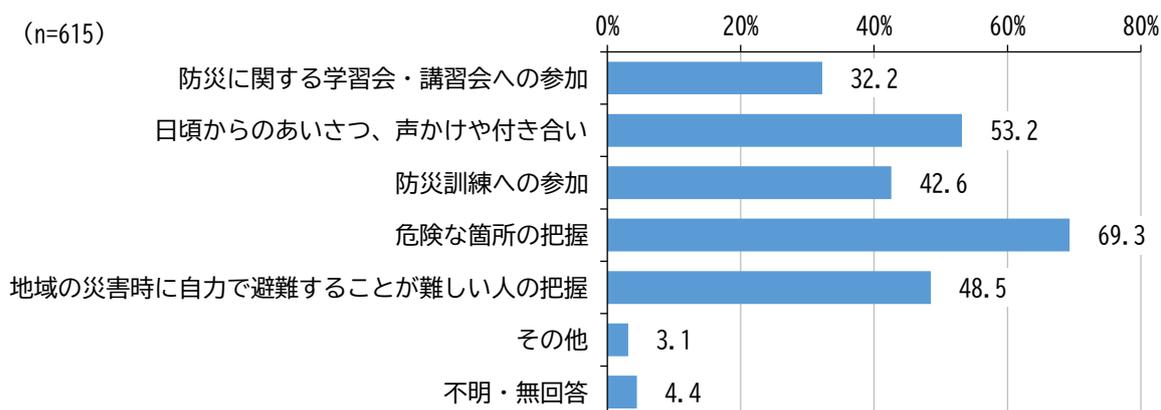
図表30 鳥羽市で働く（働き続ける）ために必要と思う環境



(カ) 地域における災害時の備えとして重要な取り組み

災害時の備えとして重要だと思う取り組みについてみると、「危険な箇所の把握」が69.3%と最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が53.2%となっています。

図表31 災害時の備えとして重要な取り組み



Ⅱ 基本計画の構成

1 施策の体系

基本構想で示された将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現のため、下記の政策の柱及び行政改革大綱、国土強靱化地域計画に基づき取り組みを展開していきます。政策の柱ごとに体系的に展開される施策目標の一覧は次ページに記載をしています。

図表32 後期基本計画の構成

政策の柱		施策分野
1	出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち	【子育て】 【教育・人材育成】 【交流の促進】
2	人が集い活力あふれるまち	【観光の魅力向上】 【産業振興と経営安定化】 【就業・起業】
3	人と自然が調和した環境にやさしいまち	【環境保全】 【自然共生】 【生活インフラ】
4	誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち	【福祉】 【安全安心な暮らし】 【保健医療・各種手続き】
行政改革大綱 ～効率的・効果的なまちづくりを進めるために～		
国土強靱化地域計画		

図表3.3 施策の体系図

将来像

誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽

政策の柱



施策分野



第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策の展開

施策分野ごとのめざすまちの姿の実現に向け、何に取り組んでいくかを示しています。

2 施策分野ごとの基本方向と主要な取り組み

施策の体系に基づき、それぞれの施策分野ごとにめざすまちの姿、本市の現状と課題、施策の展開と展開する施策ごとの進捗を図る成果指標を記載しています。

図表34 施策分野別ページの見方

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

施策分野ごとに、どのようなまちにしたいのかを示します。

現状と課題

施策分野に関連する本市の現状と課題を整理しています。

施策の展開方向の進捗を測る指標

施策の展開で示す取り組みの推進状況を把握するための指標です。

施策の展開

現状と課題を踏まえて取り組む施策の展開を示しています。

施策の柱1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち

子育て

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 結婚や出産を望むすべての人が幸せに暮らし、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。
- 就職、結婚、子育てなどのライフステージのどの場面においても、いつまでもこのまちに住み続けたいと思える環境が整っています。

現状と課題

- 妊婦・産婦・乳児健診や特定不妊治療費の助成、妊娠期からの面談を通して、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援を行っています。今後も妊婦等包括相談支援事業、母子保健事業を推進し、安心して出産・子育てができるよう支援を行う必要があります。
- 鳥羽市こども計画に基づき、保護者の多様な就労形態やニーズに応じた子育て支援を推進しており、幼稚園の預かり保育や延長保育、放課後児童クラブの整備により、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めています。今後も、働きながら安心して子育てができる地域社会の実現に向けて、職場や地域全体で育児を支える機運の醸成が求められます。
- 保育需要の推移に注視し、保育ニーズに応じた受入体制の整備に加え、保育士の確保や資質向上への継続的な取り組みが必要です。子どもの健やかな成長を支えるため、地域との連携や家庭の教育力向上に向けた支援もあわせて推進する必要があります。
- 地域における保護者の孤立を防ぐため、子育て支援センターやファミリーサポートセンターによる相談支援・交流促進、LINEを活用した「とぼっ子カード事業」などを通じた情報提供の強化を進めており、今後はさらに、地域全体で子どもを見守る仕組みづくりが求められます。
- 児童虐待の未然防止と早期対応に向けては、虐待防止ネットワーク協議会を中心に、子育て家庭を取り巻く人たちの協力を得られるような体制づくりや相談体制の充実、関係機関との連携強化を通じて、子どもの安全を地域全体で守る体制づくりを推進しています。
- 子どもの貧困や不登校、発達の課題等に対応するため、就学援助や学習支援、総合子ども相談、教育支援センターHARPなどを通じた支援を展開しており、引き続き子どもや家庭が気軽に相談できる環境整備と、個々の状況に応じた専門的・継続的な支援の強化が求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート 出生数（1人あたり） 子育て支援		
	1 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の推進 妊婦・産婦・乳児健診や特定不妊治療費助成、妊娠期からの面談を通じた「妊婦等包括相談支援事業」や母子保健事業を推進し、安心して出産・子育てができる体制を整えます。今後は、医療機関・保健師・助産師と連携した相談体制の充実や、切れ目のない支援の強化・周知により、妊娠期から育児期までの一貫した支援をさらに進めます。	
	2 働く保護者と子どもを支える環境づくり 「鳥羽市こども計画」に基づき、幼稚園の預かり保育や延長保育、放課後児童クラブなどを通じ、働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境整備を推進します。今後は、職場や地域全体で育児を支える機運の醸成、地域ボランティアや企業との連携による育児サポート体制の拡充も図り、子育てと仕事の両立を支援します。	
	3 保育・教育力向上と地域連携の強化 保育需要に応じた受入体制の整備に加え、保育士の確保・資質向上に継続的に取り組みます。また、地域との連携や家庭の教育力向上を支援することで、子どもの健やかな成長を促します。さらに、教育支援センターHARPや学習支援、就学援助などを通じて、子どもの居場所づくりや貧困、発達の課題、不登校など多様な状況に対応できる体制を強化します。	

政策の柱1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち

子育て

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 結婚や出産を望むすべての人が幸せに暮らし、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。
- 就職、結婚、子育てなどのライフステージのどの場面においても、いつまでもこのまちに住み続けたいと思える環境が整っています。

現状と課題

- 妊婦・産婦・乳児健診や特定不妊治療費の助成、妊娠期からの面談を通して、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援を行っています。今後も妊婦等包括相談支援事業、母子保健事業を推進し、安心して出産・子育てができるよう支援を行う必要があります。
- 鳥羽市子ども計画に基づき、保護者の多様な就労形態やニーズに応じた子育て支援を推進しており、幼稚園の預かり保育や延長保育、放課後児童クラブの整備により、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めています。今後も、働きながら安心して子育てができる地域社会の実現に向けて、職場や地域全体で育児を支える機運の醸成が求められます。
- 保育需要の推移に注視し、保育ニーズに応じた受入体制の整備に加え、保育士の確保や資質向上への継続的な取り組みが必要です。子どもの健やかな成長を支えるため、地域との連携や家庭の教育力向上に向けた支援もあわせて推進する必要があります。
- 地域における保護者の孤立を防ぐため、子育て支援センターやファミリーサポートセンターによる相談支援・交流促進、LINEを活用した「とぼっ子カード事業」などを通じた情報提供の強化を進めており、今後はさらに、地域全体で子どもを見守る仕組みづくりが求められます。
- 児童虐待の未然防止と早期対応に向けては、虐待防止ネットワーク協議会を中心に、子育て家庭を取り巻く人たちの協力を得られるような体制づくりや相談体制の充実、関係機関との連携強化を通じて、子どもの安全を地域全体で守る体制づくりを推進しています。
- 子どもの貧困や不登校、発達課題等に対応するため、就学援助や学習支援、総合子ども相談、教育支援センターHARPなどを通じた支援を展開しており、引き続き子どもや家庭が気軽に相談できる環境整備と、個々の状況に応じた専門的・継続的な支援の強化が求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（子育て）	3.27	↑
出生数（住民基本台帳）	41人	→
子育て支援センター利用者数	2,828人	→

1 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の推進

妊婦・産婦・乳児健診や特定不妊治療費助成、妊娠期からの面談を通じた「妊婦等包括相談支援事業」や母子保健事業を推進し、安心して出産・子育てができる体制を整えます。今後は、医療機関・保健師・助産師と連携した相談体制の充実や、切れ目のない支援の強化・周知により、妊娠期から育児期までの一貫した支援をさらに進めます。

2 働く保護者と子どもを支える環境づくり

「鳥羽市こども計画」に基づき、幼稚園の預かり保育や延長保育、放課後児童クラブなどを通じ、働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境整備を推進します。今後は、職場や地域全体で育児を支える機運の醸成、地域ボランティアや企業との連携による育児サポート体制の拡充も図り、子育てと仕事の両立を支援します。

3 保育・教育力向上と地域連携の強化

保育需要に応じた受入体制の整備に加え、保育士の確保・資質向上に継続的に取り組みます。また、地域との連携や家庭の教育力向上を支援することで、子どもの健やかな成長を促します。さらに、教育支援センターHARPや学習支援、就学援助などを通じて、子どもの居場所づくりや貧困、発達課題、不登校など多様な状況に対応できる体制を強化します。

4 子どもの安全・安心を守る地域体制の構築

児童虐待の未然防止・早期対応に向け、「虐待防止ネットワーク協議会」を中心とした相談体制の充実や関係機関との連携強化を進めます。また、子育て支援センターやファミリーサポートセンター、デジタルツール等を活用した子育て情報発信などを通じて、地域全体で子どもを見守る仕組みづくりを推進し、誰もが安心して育児できる地域環境を整備します。

教育・ 人材育成

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 多様な価値観のもと、次代を担う子どもたちが知性・感性・理性を育み、地域と共に豊かで健やかな暮らしを築こうとする主体的で実践的な活動を行う環境が整っています。
- 世代を問わずすべての人が生涯を通じて学び、ライフステージに即して個性や能力を発揮できる暮らしが実現しています。

現状と課題

- 「とばっこ検定」や「鳥羽海洋教育研究センター」の設立を契機に、ふるさと学習・海洋教育は、学校間の連携や地域資源の活用を通じて体験的な学びへと発展しています。令和6（2024）年度には鳥羽市水産研究所の見学や校外学習を各校で実施し、カリキュラムの体系化も進められました。また、「鳥羽が好きふるさと給食」では、栄養教諭による献立編成や地域食材を活用した食育授業を通じて、子どもたちの郷土愛や地産地消への理解が深まっています。今後は、環境・文化教育との連動や生産者との協働による学習の深化が求められます。
- 離島を含む地域で、学校・家庭・地域が連携した教育が推進され、コミュニティ・スクールの展開や「鳥っ子ガイド」の実施などにより、地域住民と協働した地域づくりが進められています。また、防災・減災教育の面では、「鳥羽市防災・減災教育推進担当者会議」のもとで地域特性を踏まえた実践が行われ、教職員の意識向上や防災リーダーの養成が進んでいます。今後も、少子高齢化が進行する中、地域の担い手育成と持続可能な連携体制の維持・強化が重要です。
- 社会や価値観の多様化が進む中、子どもたちには主体的に学ぶ力が求められており、本市では学力向上委員会を中心に全国学力・学習状況調査の分析を踏まえた授業改善や家庭学習の定着支援、図書館活動の充実などに取り組んでいます。また、英語教育においても、英検チャレンジやALTの配置、「イングリッシュデイ」などを通じて英語への関心や表現力の育成、コミュニケーション能力の向上が図られており、今後は多文化共生や国際理解に資する教育のさらなる推進が重要です。
- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」の活用が進み、ネットワーク整備やICTを活用した個別最適な学びが進められています。また、多様な教育的ニーズに対応した教育の実現に向けて、引き続き、授業の中でのICT活用力向上に向けた取り組みの推進が求められます。さらに、授業において積極的に児童生徒のICTを活用した効果的な学びの機会を取り入れ、主体的な学びの推進が重要となります。
- 老朽化する施設への対応として、各個別施設計画に基づいて改修や耐震化が進められています。今後は、「公共施設等総合管理計画」や「小中学校統合計画」等に基づき、児童生徒数の減少を見据えた施設の適正配置や廃校施設の利活用、長寿命化対策が重要です。

- 人権尊重と多様性を認め合う社会の実現に向けて、「広報とば」へのコラム掲載や人権講演会・人権映画祭、市内幼稚園及び保育所や小中学校での人権教育、相談窓口の設置などを通じて啓発に取り組んでいます。「鳥羽市男女共同参画推進条例」及び基本計画に基づく女性登用の推進や生理の貧困に関する調査など、性の多様性や個人の尊重に関する取り組みも広がっており、引き続きジェンダー課題やネット上の誹謗中傷など、より内面に根差す人権課題への対応が求められます。
- 国際交流協会の活動支援などを通じて、姉妹都市サンタバーバラとの中学生交流や日本語教室を開催するなど、国際理解や多文化共生の促進を図っています。外国人旅行者や在住者に加え、特定技能・育成就労などで来日する外国人労働者の増加も見据え、日常的な交流の場づくりとともに、雇用者の理解促進や地域全体での受入体制の強化が求められています。
- 生涯学習では、令和6（2024）年度に21講座・延べ2,975人が参加するなど多様な学びの場を提供してきましたが、自主活動への発展には課題があり、今後は指定管理者と連携しながら市民の自主活動や地域の担い手づくりにつながる支援の強化が求められます。市立図書館では、月曜開館や皇學館大学との連携による展示・SNS発信、利用促進の取り組みを進めており、来館者数も増加傾向にある中で、さらなる魅力・利便性の向上が必要です。
- スポーツ振興では、小学校でのコーディネーショントレーニングや市民体育大会、スポーツフェスティバルなどにより世代を超えた運動機会を創出してきました。市民体育館では指定管理のもと講座や教室を開催し、施設利用の充実も図っています。今後は、指導者確保や地域の支援体制の充実に加え、少子高齢化を見据えた柔軟な施設活用や多目的利用の推進など、文化・スポーツ活動の基盤強化が求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（教育・人材育成）	3.25	↑
全国学力・学習状況調査の正答率	全国平均より 小学校：△9ポイント 中学校：△7ポイント	↑
とばっこ検定合格率	100%	→

施策の展開

1 ふるさと・地域資源を活かした学びの推進

地域資源との連携促進により、ふるさと学習・海洋教育・食育の体系化等を推進します。そして、地域住民や漁業者、農業者と協働した体験型学習や食育授業を拡充するとともに、防災・減災教育や環境・文化教育との連動を図ります。これにより、子どもたちの地域への愛着や学びの意欲をさらに高めていきます。

2 学力向上と国際理解教育の推進

全国学力・学習状況調査等の結果を活用し、学力向上や主体的学習の定着支援を強化します。また、英語教育ではALT配置や「イングリッシュデイ」、英検チャレンジを充実させます。さらに、パラオ共和国への生徒派遣事業や姉妹都市サンタバーバラをはじめとした海外交流、外国人講師参加型授業を通じて、地域全体で国際理解教育や多文化共生を推進し、子どもたちがグローバルな視点を持つ人材として成長できるようにします。

3 ICT活用と教育環境整備

GIGAスクール構想第2期に基づくタブレット端末やネットワーク環境を活用し、個別最適な学びをさらに推進します。そして、教職員のICT活用地域研修の受講や授業改善の仕組みを整備することで、授業の質を高めます。また、老朽化する学校施設や児童生徒数の減少に対応するため、「公共施設等総合管理計画」や「小中学校統合計画」に基づく利活用や長寿命化対策、統廃合を進め、安全で学びやすい教育環境を整備します。

4 人権尊重と多様性への対応

「広報とば」でのコラム掲載や人権講演会・映画祭、学校等での人権教育、相談窓口の設置などを通じて、人権や多様性への理解を深めます。加えて、「鳥羽市男女共同参画推進条例」に基づく女性登用の推進やLGBTQ+相談の拡充を図ることで、性の多様性や個人の尊重を社会全体で支えます。そして、ネット上の誹謗中傷などの現代的な人権課題にも対応し、誰もが尊重される社会の実現をめざします。

5 生涯学習と文化振興の推進

市民の自主的な学習や地域活動を支援し、地域の担い手育成につなげます。また、市立図書館では近隣教育機関との連携展示やSNS発信、月曜開館の拡充などを進めることで、学習機会や文化活動の魅力を高めます。これにより、地域文化の発信力を強化するとともに、市民の生涯学習を活性化させ、主体的な学びを支える環境を整備していきます。

6 スポーツ振興と健康づくり

鳥羽中央公園の運動施設において、指定管理者のもと講座や教室を開催し、施設利用の充実を図るとともに、世代を超えた運動機会を創出します。また、部活動の地域展開に向けて、指導者確保や地域支援体制の整備等を図るとともに、多目的利用の推進を通じて、少子高齢化に対応したスポーツ環境と健康づくりの基盤を強化し、地域全体で持続可能なスポーツ振興を推進します。

交流の 促進

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 市民のみならず鳥羽を訪れる人や鳥羽にかかわりを持つ人など多様な人々が集い、新たな交流が生まれています。

現状と課題

- 鳥羽中央公園及び市民の森公園一帯では、体育館の改修や運動施設の段差解消、ウォーキングコースの整備など、快適性と安全性を高めるための整備が進んでおり、多世代が気軽に集える交流拠点としての魅力づくりが求められています。今後はさらなる利用促進に向けて、それぞれの施設機能をつなぐ動線の確保や、統一的なブランディングによる魅力向上など、拠点全体を活かす一体的な整備と活用を進めるとともに、公園のインクルーシブ化や市民参加の仕組みづくりが重要です。
- 鳥羽中央公園内の運動施設は、市民体育大会やスポーツ講座、TOBAひだまりフェスタなど、スポーツ・文化の複合利用が進められ、地域活動や健康づくりの場として幅広く活用されています。一方で、予約システムのICT化や用具更新など利便性向上に向けた対応が必要であり、引き続きハード・ソフト両面からの利活用促進が求められます。また、指定管理者や地域団体と連携した利用促進策の充実を図り、多世代・多目的な地域交流の核として活用を支援する運営体制が課題となっています。
- 鳥羽駅周辺エリアでは、令和6（2024）年度から産学官民が一体となって「鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン」の策定に取り組まれています。今後は、各地区の特性を踏まえながら、令和15（2033）年の第63回式年遷宮の一部開業を目標としたビジョンに基づく整備事業の推進が必要となります。
- 移住・定住分野では、移住・定住係を中心とした専任体制のもと、移住コーディネーターの配置やオンライン相談、国内外向け移住セミナーの実施により相談体制を強化しています。今後はFacebook以外の媒体も含めた広報や、関係人口・短期滞在型人材の受入強化など、移住・定住促進の戦略的な再構築が重要です。
- ふるさと納税や企業版ふるさと納税では、寄附による地方創生のさらなる推進が図られているとともに、寄附を通じた市外の鳥羽ファンとのつながりづくりに寄与されています。今後も両制度の趣旨を踏まえた推進が求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（交流の促進）	2.98	↑
ふるさと納税の寄附件数	13,544件	→
鳥羽中央公園施設利用者数	70,775人	↑

1 公園・運動施設の魅力向上と多世代交流の推進

鳥羽中央公園や市民の森公園を中心に、老朽化した運動施設等の改修やウォーキングコース整備などを進め、快適で安全な環境を整備します。また、予約システムのICT化や用具更新、指定管理者や地域団体との連携を通じて、多世代・多目的な運営体制を整備します。さらに、施設の動線確保や統一的なブランディング、市民の森公園のインクルーシブ化、市民参加型の仕組みづくりを推進することで、多世代が集い交流できる地域の核としての活用を一体的に進めます。

2 鳥羽駅周辺エリアの魅力創出と整備推進

鳥羽駅周辺では、産学官民一体で策定した「鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン」に基づき、各地区の特性を活かした整備事業を推進します。令和15(2033)年の第63回式年遷宮一部開業を見据え、観光・商業・交流機能の向上やまちの魅力向上に資する取り組みを段階的に進め、持続可能な地域再生を図ります。

3 移住促進と地域資源の活用

移住コーディネーターの配置、オンライン相談、国内外向け移住セミナーを通じた相談体制をさらに強化します。また、広報手段の拡充による移住・子育て・教育施策等のPRや関係人口・短期滞在型人材の受入促進、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用による地方創生・市外とのつながりづくりなど、戦略的な移住・定住促進と地域活性化を図ります。

4 地域の受入体制強化

人口減少下でも住民が支え合い、地域外の交流・関係人口や多様な世代・背景を持つ人々が共生できる新しい地域コミュニティの構築を推進します。また、移住者のニーズが高いとされている「職と住環境」の整備を検討するとともに、移住後の孤立や生活上の課題解決への支援を図るため、各地域から定住支援員や集落支援員を必要に応じて配置し、地域一体となったきめ細やかな定住支援を実施します。

政策の柱2. 人が集い活力あふれるまち

観光の 魅力向上

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 多くの観光客が訪れ、快適な観光を楽しみ、恵まれた自然環境や、観光施設などでのおもてなし、さらには、集落や離島の地域文化に魅力を感じています。
- 市を訪れる観光客が鳥羽でしか体験できない経験に満足し、何度も足を運びたいと思える環境が整っています。
- 訪れる人々に対するおもてなしの雰囲気各市全体に満ちています。
- 地域ごとの歴史や祭事が時代に即した形で受け継がれ、世代を超えたつながりの中で地域への愛着が深まっていることが、地域以外の人も惹きつける大きな魅力となっています。

現状と課題

- 鳥羽市では、SDGsによる取り組みをまとめた「鳥羽のSDGsまなブック」の作成、学生による調査研究事業など、地域資源の新たな活用による「学びの旅」の推進と情報発信を進めています。「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち～」の日本遺産認定を契機に、インバウンド施策を強化しており、国際交流員の配置や海外でのPR活動、トップセールスによる発信に取り組んでいます。今後は国内外へのさらなるPRが必要です。
- 観光地の再生に向けては、国の補助制度を活用した地域計画の策定により、老朽化した宿泊・観光施設の改修等を行い、旅館組合等による魅力向上事業等もあわせて、高付加価値化が進められています。一方で、甚大な災害等に備えて安全・安心な観光地づくりやバリアフリー化、外国人観光客等の多様なニーズに対応した受入体制の強化や老朽化した宿泊・観光施設の改修、環境負荷低減のための配慮が求められています。また、広告宣伝戦略委員会等を活用した効果的なプロモーションの継続、宿泊税等を活用した「観光基本計画」の強力な推進が引き続き重要です。
- 鳥羽市では、海や離島、港町の景観を活かした観光の魅力向上に向けて、景観計画に基づく保全・創出や多言語案内、公衆無線LAN整備などを進めており、今後はデジタル技術やユニバーサルデザインを活用した案内機能の高度化、地域公共交通の再編、鳥羽駅周辺エリアの活性化などを通じて、景観・交通・案内機能を一体的に整備し、美しさと利便性を両立した快適な観光空間の形成を官民連携で進めていくことが必要です。
- 海女文化等をはじめとした地域の歴史文化等の情報発信については、海の博物館の市立化による運営等を通じて、発信体制の強化が図られてきました。今後は鳥羽城跡や旧鳥羽小学校等の文化財等を活用した戦略的な歴史観光資源の整備・発信が求められています。
- 新型コロナウイルス感染拡大による観光需要の落ち込みを受け、鳥羽市ではDMOとともに宿泊型観光の強みを活かしたキャンペーンや市民を対象とした域内経済循環事業、旅館組合主体の魅力向上支援等、情勢に応じた必要な観光施策に速やかに取り組んできました。今後も社会・経済の動向を踏まえた迅速かつ的確な観光振興策が展開できるよう、DMOの組織強化を進めるとともに、人材育成や統計調査・データ分析等による観光基盤整備に取り組む必要があります。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（観光の魅力）	3.03	↑
観光入込客数（鳥羽市観光統計）	4,153,956人	→
宿泊者数（鳥羽市観光統計）	1,604,572人	→

施策の展開

1 地域資源を活かした学びと情報発信の推進

学生調査研究事業等を通じた「学びの旅」の推進に加え、海女文化や鳥羽城跡、旧鳥羽小学校などの文化財を活用した歴史文化資源の発信を強化します。さらに、DMOの組織力強化、人材育成、統計調査・データ分析を通じた観光基盤整備を進め、国内外に向けた効果的なPRとインバウンド施策の推進を図ります。

2 宿泊・観光施設の高付加価値化と安全・安心な観光地づくり

老朽化した宿泊・観光施設の改修や旅館組合等による魅力向上事業を推進します。今後は、ユニバーサル化や多言語対応など多様な観光ニーズへの対応、環境負荷低減策を盛り込んだ安全・安心な観光地づくりに加え、広告宣伝戦略委員会等を活用した効果的なプロモーションや、宿泊税等を活用した観光施策の推進に取り組みます。

3 景観・交通・案内機能の一体的整備による快適な観光空間の形成

海や離島、港町の景観を活かした観光の魅力向上に向け、今後は、デジタル技術やユニバーサルデザインを活用した案内機能の高度化、地域公共交通の再編、鳥羽駅周辺エリアの活性化などを官民連携で進め、美しさと利便性を両立した快適な観光空間の形成をめざします。

4 食と地域資源を活かしたブランド力向上と販路拡大

鳥羽の豊かな食材や水産物を活かし、地産地消の促進、流通ルートの確立、ブランド化や高付加価値化に取り組みます。さらに、新たな発想や技術を取り入れた商品開発や販路拡大を支援し、食の魅力を核とした地域ブランド力の強化と持続可能な産業振興を推進します。

産業振興 と経営安定化

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 観光を切り口に、地域内で経済が循環し、商業や漁業などの各産業が活気づいています。
- 魚介類をはじめとする市の豊かな特産品が、鳥羽ブランドとして全国に発信されており、高い付加価値を生み出しています。

現状と課題

- 漁業と観光の連携促進により、「答志島トロさわら」など水産物のブランド化や6次産業化支援による地域資源を活用した商品開発・販路拡大が進んでいます。今後は、生産者の経営支援と継続的な流通の仕組みづくりを通じて、一次産業の付加価値創出と地域経済の活性化につなげることが求められています。
- 鳥羽市水産研究所では、藻類の種苗生産や海洋モニタリングに加え、海洋DXの推進として三重大学や鳥羽商船高等専門学校、KDDI等との連携によるAI・IoTを活用したブルーカーボンの計測等の研究に取り組みました。新設された水産研究所は水産振興の拠点として新たな取り組みが期待され、観光や福祉、教育など多分野との連携による水産事業の展開が求められます。
- 漁業資源の回復と漁業者の支援においては、鳥羽磯部漁協と連携した藻場の維持・再生活動や種苗放流の強化、新たな取り組みへの漁具購入や経営支援など、多面的な施策を実施しています。また、ICT活用による労働環境の改善や漁場整備による資源保全の強化が必要であり、漁港・海岸施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づく整備と財源確保が重要です。
- 個人・家族経営が中心の市内漁業の経営安定化を図るため、高齢化対策や補助制度による支援に加え、新規参入の促進やスマート漁業の普及など多角的な担い手確保策が必要です。「鳥羽マルシェ」等での生産者主体の情報発信や産物の付加価値向上に向けた取り組みが進み、今後はSNS等の活用による販路拡大と域内循環の促進が期待されます。
- 農林業においては、農地や農業用インフラの整備を進める一方で、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、狩猟者の担い手不足など課題に対応するため、農地の集積・集約化や既存農業者への支援、狩猟免許取得支援の拡充、地域ぐるみの鳥獣害対策を推進することが求められています。また、農業の魅力発信や教育・交流事業を通じて農業への関心と参画を促進し、生産性向上と持続可能な農業経営の実現が期待されます。
- 中小企業の経営安定化に向けては、鳥羽商工会議所と連携し各種支援や補助を実施するとともに、ICT導入や事業承継支援、外国人労働者受入拡大など人手不足対策を推進し、さらに若年層・女性・地域外人材の起業促進や産業連携、新規ビジネスの創出支援等が求められており、継続した起業・創業支援施策が必要です。また、域外資本連携や民間投資促進等による雇用創出が必要となることから、松尾第2期工業団地への企業誘致に加え、鳥羽駅周辺エリアの公共事業など地域経済の持続的活性化を推進する必要があります。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度 (産業振興と経営安定化)	2.91	↑
漁業生産額(漁業組合員1人あたり)	3,004千円	→
認定農業者数	5経営体	→

施策の展開

1 水産物ブランド化と研究拠点を中心とした地域振興

「答志島トロさわら」などの水産物ブランド化や地域資源を活用した商品開発を通じて、産物の付加価値向上や販路拡大を進めます。また、鳥羽市水産研究所では、藻類種苗生産や産学官の連携による海洋DXの推進に関する研究などに取り組みます。あわせて、生産者への経営支援や新たな水産事業の展開等を通じて、第一次産業の付加価値創出と地域経済の活性化を図ります。

2 漁業資源保全と担い手確保

鳥羽磯部漁協等と連携した藻場の維持・再生活動、種苗放流や漁具購入支援など多面的な施策により、漁業資源を守ります。さらに、ICT活用による労働環境改善や漁場整備、長寿命化計画に基づく施設整備を進めるとともに、新規参入の促進、スマート漁業の普及を推進します。「鳥羽マルシェ」やSNSを活用した情報発信・販路拡大を通じ、第一次産業の振興を図ります。

3 農業支援による経営安定化

農地や農業用インフラの整備を進めるとともに、高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増加に対応するため、農地の集積・集約化や既存農業者への支援、狩猟免許取得支援、地域ぐるみの鳥獣害対策を推進します。また、農業の魅力発信や教育分野等との連携事業等を通じて、持続可能な農業経営の推進を図ります。

4 中小企業支援と産業振興

鳥羽商工会議所等と連携し、ICT導入、事業承継支援、外国人労働者の雇用支援、若年層・女性・地域外人材の起業促進、産業連携、新規ビジネス創出等を支援します。また、ふるさと納税の推進等により幅広い産業の振興を図るとともに、松尾第2期工業団地への企業誘致や鳥羽駅周辺エリアの活性化に向けた取り組みを通じて、域外資本や民間投資を取り込み、雇用創出と地域経済の持続的活性化を推進します。

就業・起業

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 漁業、観光業をはじめ、すべての産業において安心して働き続けられる環境が整っています。

現状と課題

- 鳥羽市では、無料職業紹介所の運営を週3回体制で実施し、相談員配置やマッチング支援を通じて若者から高齢者まで幅広い層の就業促進に取り組んでいます。求人情報は町内会のチラシ配布や広報、SNSを活用して発信しており、今後は多様な働き方の創出と情報発信のさらなる強化が求められます。
- プチ勤務などニーズに応じた働き方の提案を進めており、職場見学ツアーの開催や就労PRパンフレット、「プチ勤務 おしごとカタログ」の作成などにより、若者の地元就職促進を図っています。今後は事業者による求人作成の促進や、潜在的な働き手への求人情報の効果的な届け方を工夫する必要があります。
- 観光関連産業を中心とした人手不足の解消には、DX化や業務効率化支援を推進するとともに、離職率低下に向けた職場環境改善や働き方の工夫が不可欠です。また、住居や通勤手段の確保、育児・介護と両立可能な環境整備も今後の課題として検討を進めます。引き続き関係機関等と連携し、労働環境の充実に努めるとともに、外国人労働者等の受入環境整備を進めるなど、属性を問わずに柔軟で働きやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した地域経済の再活性化に向け、起業家育成セミナーを継続開催し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで延べ14名が参加しました。令和6（2024）年度からは創業支援事業補助制度を開始し、起業・創業支援を強化しています。今後も関係団体と連携し、新規事業への挑戦を継続的に支援します。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（就業・起業）	2.84	↑
就労率（個人市民税所得割納税義務者÷人口）	40.0%	→
年間新規創業者数（関係施策を利用した者に限る。）	—	↑

1 多様な働き方の創出と若年層・女性・高齢者の就業促進

鳥羽市では、無料職業紹介所を週3回体制で運営し、相談員配置やマッチング支援を通じて、若者から高齢者まで幅広い層の就業促進に取り組みます。また、広報やSNSを活用した求人情報発信の強化とともに、テレワークや短時間勤務など多様な働き方の創出を図ります。

2 地元就職の促進

職場見学ツアーの開催、直接地元の企業から話を聞けるガイダンスの実施等により、若者の地元就職を促進します。今後は事業者による求人作成の促進や、潜在的な働き手への求人情報をSNSで発信するなど、より戦略的な施策が求められます。

3 起業・創業支援による地域経済の活性化

令和6（2024）年度開始の創業支援事業補助制度を継続し、起業家育成セミナーとあわせて、新規事業への挑戦を支援します。今後も鳥羽商工会議所や関係団体と連携し、地域経済の活性化につながる起業・創業支援を継続的に強化します。

4 観光関連産業における人材確保と職場環境整備

観光関連産業を中心とした人手不足の解消には、DX化や業務効率化支援を進めるとともに、離職率低下に向けた職場環境改善や柔軟な働き方の創出が不可欠です。さらに、住居や通勤手段の確保、育児・介護との両立支援、外国人労働者の受入環境整備など、多様な人材が働きやすい地域社会の構築を関係機関と連携して進めます。

政策の柱3. 人と自然が調和した環境にやさしいまち

環境保全

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 市民や企業などが環境問題に対する正しい知識を身につけ、省エネルギーの取り組みや公共交通の利用促進、ごみの分別・減量・再利用など、地球環境の保全に主体的に取り組んでいます。
- まちなかや水辺など、身近な場所の美化に多くの市民が取り組みながらまちの環境を市全体で守る雰囲気があります。

現状と課題

- 本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を49%削減する目標を掲げています。計画では、脱炭素でめざす未来ビジョンを掲げており、カーボンクレジットの取り組み推進、地域特性に適した太陽光発電の導入、電動車の導入促進、徹底的な省エネ対策の実施などの施策を展開することにより、地域課題の解決や地方創生の一つの手段にもなり得る脱炭素の取り組みを推進します。
- 資源循環型社会形成の推進に向け、鳥羽市リサイクルパークを拠点としてごみの減量と再資源化を図り、生ごみ堆肥化ケース「ひなたぼっこ」による家庭内処理を促進し、3R運動の広報活動も展開しています。加えて、環境パトロール事業により道路や海岸のごみ回収、不法投棄対策などを実施しています。今後はプラスチック容器包装・雑がみ等の分別徹底のさらなる啓発やプラスチック使用製品廃棄物の廃棄に向けた調査及び研究を推進していくことが必要です。
- 可燃ごみやリサイクルごみは広域処理へ移行しており、最終処分場の廃止手続きを進めています。焼却施設の解体には多額の費用を要し、清掃センター業務、離島ごみの処理など持続可能な処理体制の構築が課題であり、制度設計の見直しも踏まえた対応が求められています。
- ごみの収集・運搬及び処理にかかるコストが年々増加していることから、市民一人あたりのごみ処理費用の縮減は喫緊の課題です。とりわけ、離島からのごみ処理費用が大きな負担となっていることから、処理方法の見直しと並行して、排出抑制に向けた市民協力の促進やさらなる啓発の強化に取り組む必要があります。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（環境保全）	3.38	↑
リサイクル率	13.8%	→
市民一人あたりのごみ排出量	446.8 kg（R5）	↓

1 温室効果ガス削減と再生可能エネルギー導入

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に基づき、カーボンクレジットの取り組みを進め、照明のLED化などの省エネ対策や公共施設・住宅・商業施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、電動車の導入を促進します。また、市民や事業者への温室効果ガス削減に向けた行動促進や啓発活動を継続し、洋上風力発電の推進や自然環境や景観への配慮を行いながら再生可能エネルギーの普及を進めます。

2 資源循環型社会と持続可能なごみ処理体制の構築

鳥羽市リサイクルパークを拠点に、ごみの減量と再資源化を進め、プラスチック容器包装・雑がみ等の分別徹底を図る啓発活動を強化し、プラスチック使用製品廃棄物の廃棄に向けた調査及び研究を推進していきます。あわせて、最終処分場の廃止手続き、多額の費用を要する施設の解体、離島からのごみ処理費用の軽減などに取り組み、持続可能で効率的なごみ処理体制の整備を進めます。さらに、ごみの排出抑制に向けて市民協力を促進し、ごみ処理費用の縮減を図る施策を推進します。

自然共生

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- リアス海岸や離島などの美しい海の風景、緑豊かな森林など、かけがえのない自然が守られています。
- 市街地、漁村・農村集落、離島などの様々な地域において、市民が安全で快適な生活環境を守りながら、豊かな自然の恵みを感じる生活を送っています。

現状と課題

- 鳥羽市は市域全体が伊勢志摩国立公園内に位置し、「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」及び「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」に基づき、開発時の緑地面積確保など自然環境の保全に努めています。令和3（2021）年度には河内町の2林班をモデル地区として森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、令和4（2022）年度には市への経営管理委託意向のある森林について管理範囲の明確化を進め、令和5（2023）年度から加茂地区森林整備事業として間伐を実施しました。今後も管理が困難な民有林の適正管理に向け、森林所有者への働きかけと制度活用による管理体制強化が必要です。
- 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、相差・畔蛸地区の生活排水対策として、供用開始から25年以上経過した下水道施設のストックマネジメントを進め、長寿命化工事等により水質の維持に努めています。令和4（2022）年度時点の汚水処理人口普及率は三重県平均より低いものの、引き続き施設の安定運営と財政的持続可能性の両立が重要です。
- 市内の海岸には毎年多くの漂着ごみが流れ着き、環境パトロールや市民・ボランティアと連携した回収活動を継続しています。海ごみの発生源対策としては、漁業系廃棄物の管理徹底やポイ捨ての防止、森林の適正な管理など啓発活動の実施による排出抑制に努めるとともに、漂着ごみの再利用促進も図るなど、広域的かつ継続的な海ごみ問題への対応が求められています。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（自然共生）	3.10	↑
汚水処理人口普及率	46.1%	↑
海ごみ回収などボランティア件数	17回	→

1 森林・自然環境の保全

市域全体が伊勢志摩国立公園内に位置することを踏まえ、「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」及び「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」に基づき、開発時の緑地面積確保や生態系への影響軽減など、自然環境の保全に取り組みます。また、民有林における森林経営管理制度の活用や間伐事業を推進し、市全体の森林の適正管理体制を強化していきます。

2 生活排水・下水道の整備

生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、相差・畔蛸地区の下水道施設についてはストックマネジメントによる長寿命化工事等を推進し、施設の安定運営と水質の維持を図っていきます。これにより、汚水処理人口の普及率向上と財政的持続可能性との両立を進め、市民生活に安全・安心な下水道サービスを提供していきます。

3 海ごみ対策と広域的な環境保全

市内の海岸や河川における漂着ごみ対策では、環境パトロールや市民・ボランティアとの協働による回収活動を推進するとともに、漁業系廃棄物の管理徹底やポイ捨て防止の啓発活動を強化します。また、森林管理や排出抑制の取り組みを広域的に展開し、漂着ごみの再利用促進を含めた海ごみ問題への継続的な対応を推進していきます。

生活 インフラ

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 豊かな生活を送るためのインフラ施設などが管理・整備され、持続可能で暮らしやすい生活圏が構築されています。

現状と課題

- 鳥羽市では、「空家等対策計画」に基づいて「空き家バンク制度」を活用した空き家の情報提供やマッチングを進め、リフォーム補助制度の創設や啓発活動を行うなど定住促進と地域活性化に取り組んでいる一方で、所有者不明や相続未了の空き家対応が引き続き必要です。また、市営住宅では入居促進策や老朽住宅の解体を進めるとともに、若者・高齢者・障がい者・外国人等の多様な住宅ニーズに対応できる住宅環境の整備が求められています。
- 土地利用面では、開発行為の相談・助言を実施する一方で、無届け行為の把握と指導体制の強化が課題となっているほか、人口減少社会に対応できる持続可能なまちづくりを推進するため、「立地適正化計画」に基づく施策の実施が求められています。地籍調査では「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき境界明確化が進み、土地取引等の円滑化に寄与していますが、用地事務に精通した人材確保が今後の継続的推進に重要です。
- 鳥羽市では、市道の改良や歩道整備、通学路の安全確保に取り組む一方、経年劣化による舗装の補修要望が増加しており、「交通安全プログラム」等に基づく計画的な整備が求められています。また、地域の幹線道路については、観光振興や災害対応の観点から国・県への強力な要望活動が必要です。
- 市内の公共交通機関は人口減少等に起因する利用客数の減少や労働者の不足等により、これまでの交通体系の維持が困難となっています。「地域公共交通計画」に基づいた交通体系の再編のほか、鳥羽駅周辺エリアにおける交通結節機能の強化等を通じた持続可能な地域公共交通の整備が求められています。
- 南鳥羽地域では、地理的制約から交通利便性の課題があり、アクセス改善の継続的な取り組みが重要です。離島地域においては船舶に頼る交通手段のため、住民の生活や緊急時の不安があることから、架橋の必要性の共有と機運醸成を進めつつ、国・県への要望を継続することが求められています。
- 本市の水道事業は、市民生活に欠かせないライフラインとして、これまで水質基準に適合した安全な水道水の供給に努めてきました。一方で、近年は施設・管路の老朽化や巨大地震への対策等のほか、有機フッ素化合物（P F A S）等による水道水質への影響が懸念されています。また、人口減少に伴う水需要の変化等に適切に対応し、効率的に水道事業を運営していくことが求められています。これらの課題に対応し、将来にわたり市民が安心して鳥羽の水を飲み続けることができるよう努めていく必要があります。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（生活インフラ）	3.12	↑
管理不全空き家・特定空き家解消数	—	↑
市民一人あたり公共交通利用数（定期船・かもめバス）	定期船：35.5回 かもめバス：12.0回	→

施策の展開

1 空き家対策、まちづくりの推進

「空家等対策計画」や「立地適正化計画」に基づき、空き家の情報提供やマッチングを進める「空き家バンク制度」の活用、リフォーム補助制度や啓発活動を通じた定住促進と地域活性化に取り組んでいきます。また、「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき境界明確化を進め、土地取引等の円滑化を図るとともに、居住施策については、市営住宅における入居促進策や老朽住宅の解体、若者・高齢者・障がい者・外国人等の多様な住宅ニーズに対応できる住宅環境整備を推進していきます。

2 道路の安全確保と利便性の向上

市道の改良や歩道整備、通学路の安全確保を推進し、「交通安全プログラム」等に基づく計画的な舗装補修や道路施設の整備を進めます。また、観光振興や災害対応を踏まえ、地域幹線道路の整備に向けて国・県への要望活動を継続していきます。

3 安心な水を未来につなぐ

適切な水質管理により、安全・安心な水を供給するとともに、地震や風水害等の自然災害に強い、強靱でしなやかな水道施設の整備を進めます。また、経営の効率化や財政面の安定化を図り、健全で持続可能な事業経営に努めます。

4 公共交通の再編・利便性向上

「地域公共交通計画」に基づき、人口減少や労働者不足等に対応した交通体系の再編を進めるとともに、鳥羽駅周辺エリアにおける交通結節機能の強化や南鳥羽地域のアクセス改善に取り組み、持続可能な地域公共交通の整備を推進していきます。船舶を交通手段の中心とする離島地域では、利便性向上に向けた架橋の必要性の共有や、国・県への要望活動を継続します。

政策の柱4. 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

福祉

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- お年寄りや障がいのある人などが助けを必要としている際に、進んで手助けする雰囲気が出ている状態が市全体に満ちています。
- 支えが必要な人たちも周りの人たちとともに安心して充実した暮らしが送れ、また、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域において役割を持ち、「あてにされる」社会が実現しています。

現状と課題

- 鳥羽市では、地域住民が主体的にまちづくりに参画できるよう、「まちトーク」や多世代交流のサロン活動を地域と連携して推進しています。一方で、貧困や障がい、高齢者の孤立、8050問題など複合的な課題を抱える世帯に対しては、関係機関が参加する「地域共生ケース会議」や社会福祉協議会の相談窓口を通じて、住宅・生活・学習支援など多角的かつ長期的な支援体制を整備しています。今後は、世代や立場を超えた協働の仕組みづくりと関係機関の連携強化、地域包括ケアシステムの深化、伴走型支援を含む包括的な支援体制の充実が求められています。
- 75歳以上人口の増加を踏まえ、健康寿命の延伸とともに、介護保険制度の持続可能性を確保するため、地域ケア会議でケアプランの検証を行い、自立支援につながる適切なサービス利用を促進しています。介護予防では、フレイル予防に取り組む一方、世代交代や地域間の格差解消、担い手支援の強化が課題です。また、保健福祉センターひだまりを拠点に認知症講演会やサポーター養成などを実施し、高齢者の生きがいや見守り体制の充実を図っています。今後も市民への啓発や医療・介護連携を進め、包括的なケア提供体制の強化を図ることが求められます。
- 鳥羽市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、相談支援体制や日常生活訓練、就労・日中・余暇活動の場の充実に取り組んでいます。自立支援協議会など関係機関との連携により、地域ニーズの把握や新たな支援体制の検討を進め、支援件数の増加に対応した体制強化も重要です。また、季節行事や創作活動、交通安全学習を通じて社会参加を促し、共生社会の実現をめざす啓発活動の継続が求められます。
- 「鳥羽市成年後見サポートセンター」を中心に成年後見制度の普及啓発や相談支援を強化するとともに、災害時要支援者への対応や個別避難計画の整備など、権利擁護のための専門的支援のさらなる推進も求められています。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（福祉）	3.17	↑
被保護率	7.70%	↓
自立相談支援機関相談件数	58件	→

施策の展開

1 地域共生・多世代交流の推進

地域住民が主体的にまちづくりに参画できるよう、「まちトーク」や多世代交流サロン活動を地域と連携して推進し、住民同士のつながりや協働の場を拡充するなど地域のつながりづくりに取り組みます。また、貧困や障がい、高齢者の孤立、8050問題など複合的な課題を抱える世帯に対して、「地域共生ケース会議」や社会福祉協議会の相談窓口を通じて、住宅・生活・学習支援など多角的かつ長期的な支援体制を強化し、伴走型支援を含む包括的な支援の充実に取り組みます。

2 高齢者支援と介護予防の推進

75歳以上人口の増加に対応し、健康寿命の延伸とともに、介護保険制度の持続可能性確保と自立支援をめざして、地域ケア会議でのケアプラン検証や適切なサービス利用の促進、フレイル予防を進めます。住民主体の通いの場の立ち上げ・支援を推進し、世代交代や地域間の格差解消、担い手支援の強化に取り組みます。保健福祉センターひだまりを拠点に認知症講演会やサポーター養成等を行い、高齢者の生きがい支援や見守り体制の整備を進めます。

3 障がいのある人の自立支援と社会参加の促進

障がいのある人が地域で安心して自立生活を送れるよう、相談支援体制や日常生活訓練、就労・日中・余暇活動の場の充実を推進します。自立支援協議会等と連携し、ニーズに基づく支援体制の検討や拡充を行うとともに、社会参加を促すための啓発活動や季節行事、創作活動、交通安全学習などを継続して展開していきます。

4 成年後見制度・権利擁護の強化

「鳥羽市成年後見サポートセンター」を拠点に、成年後見制度の普及啓発や相談支援を推進するとともに、災害時要支援者への対応や個別避難計画の整備など、権利擁護のための専門的支援体制を充実させていきます。

安全安心な暮らし

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 日常起こり得る豪雨などや将来的に発生が予想されている南海トラフ地震などの災害に対して、取るべき行動を正しく理解し、いざというときに助け合いながら、人命の保護が最大限図られる災害に強くしなやかなまちづくりが進んでいます。
- 犯罪や生活トラブルから身を守るために必要な情報を誰もが入手でき、安心して暮らせる環境が整っています。
- 市民・観光客の活動に応じた多様な交通手段がネットワークを形成し、ニーズへの対応ができています。

現状と課題

- 木造住宅の耐震化については、無料診断や補助制度を設け、昭和 56（1981）年 5 月以前に着工された住宅を中心に耐震診断の推進を図っています。今後も南海トラフ地震に備えた啓発や制度利用の促進、必要な支援策の検討が求められます。
- 防災啓発では、「とば出前とーく」や「広報とば」を活用し市民の防災意識向上に努めるほか、市防災訓練やハザードマップ全戸配布、タイムラインや業務継続計画（BCP）の運用による職員訓練・体制整備を進めています。地域の避難所運営マニュアル作成支援や個別避難計画の整備、要配慮者支援の強化も継続して行っています。
- 観光地の防災対応として津波訓練や多言語案内の充実を図り、交通安全では学校と連携した通学路点検や高齢者向け対策を実施しています。防犯対策では防犯灯のLED化や地域団体と連携した自主防犯活動を推進し、犯罪抑止や特殊詐欺・ネット犯罪対策の強化と住民啓発の充実が求められています。
- 令和 3（2021）年 3 月から運用を開始した新消防庁舎を拠点に、消防車両の計画的な更新や消防施設の保守修繕を進め、救急搬送体制の維持・強化に取り組んでいます。高齢化や救急要請の増加に伴う職員負担の課題に対応するため、資機材の更新や配備体制の見直しを継続するとともに、応急手当講習の開催等を通じて市民等の救急対応力の向上をめざしています。
- 防災力向上に向けて、消防団や自主防災組織と連携した訓練・啓発活動を実施し、団員の処遇改善にも着手していますが、高齢化や担い手不足による組織体制の見直しと人材確保が課題です。また、防火対象物の立入検査については、法令違反の事業所に対し、適正な法令遵守の徹底と指導に取り組んでいます。
- 鳥羽市では、有人離島や点在集落の高齢化に伴い、医療機関へのアクセスや免許返納後の移動手段確保が課題となっています。地域公共交通会議や住民との意見交換を通じてニーズ把握に努め、新船建造やタイヤ再編など経営改善を進める一方、キャラクターを活用した切符やデジタルきっぷ導入など利用者増加策を実施しています。しかし、人口減少等による利用者減などの課題もあります。

■離島地域においては、地理的特性により、本土への移動手段が海上交通に限られるなど、アクセスが制約されることから、平時や夜間、荒天時を問わず、移動手段を確保することが課題となっています。特に緊急搬送においては、覚知から医療機関への収容までの所要時間を可能な限り短縮することが重要であることから、荒天時における二次被害防止の観点等を踏まえながら、持続可能な運航体制の確保に向けた支援が必要です。

■人口減少と高齢化に対応するため、移動販売やオンライン診療、医療Ma a Sなど、移動だけに頼らない暮らしの工夫も導入しており、地域ごとに最適な交通体制を検討していく必要があります。また、「地域公共交通計画」に基づき、定期航路やコミュニティバス、スクールバス、福祉バス等を含めた交通の最適化を図り、地域住民・事業者・関係部署が連携した多様な移動手段の統合的政策とネットワーク構築を進める必要があります。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（安全安心）	3.23	↑
消防団員数	444人	→
覚知から病院収容までの所要時間	本土：51.8分 離島：74.3分	↓

施策の展開

1 防災力の向上と自助・共助・公助の推進

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、市民一人ひとりの防災意識を高めるため、「とば出前と一く」や「広報とば」を活用した啓発や、防災訓練・ハザードマップ配布を通じた周知に努めます。木造住宅の耐震診断や補助制度の利用促進を進め、建築物の倒壊防止や耐震化を推進します。さらに、庁内では業務継続計画（BCP）の運用を進め、全庁的な対応力を高めます。

2 要配慮者への支援と福祉防災の推進

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域包括支援センターや社会福祉協議会の相談窓口を通じた支援を充実させます。個別避難計画の整備や避難所運営マニュアル作成支援など包括的な福祉防災体制を整備します。

3 観光地・地域の特性を踏まえた防災対策

観光都市としての安全性を確保するため、観光施設等と連携した津波訓練や防災訓練を継続し、多言語案内の充実を進めます。また、自主防災組織や事業者、教育機関等と協力し、自主的な訓練や防火・防災意識向上を支援し、産学官民の連携による災害に強いまちづくりを進めます。

4 交通安全・防犯対策の推進

交通事故防止に向けて、学校と連携した通学路点検や高齢者向けの安全対策を強化します。交通安全教室や啓発活動を継続し、交通マナー向上を図ります。防犯では、防犯灯のLED化や地域団体との協働による自主防犯活動を推進し、特殊詐欺・ネット犯罪への対策と住民啓発を進め、市民が犯罪に巻き込まれない環境づくりに努めます。

5 消防・救急体制の強化

新消防庁舎を拠点に消防車両や施設の計画的更新、資機材の整備を進め、消防職員と消防団員の連携強化を図ります。消防団員の処遇改善や担い手確保にも取り組み、組織体制を維持します。救急搬送体制については、市民や事業所が救急車到着までの間、適切な応急処置が実施できるよう応急手当講習を実施し、救命率の向上に努めます。また、離島地域においては、本土との隔絶性解消のため、地域住民や関係者と協議を重ねながら、民間事業者が所有する船舶の活用や各島の実情を踏まえた緊急搬送船の配備など、運航体制の確保に向けた支援の在り方を検討し、平時における持続可能な緊急搬送体制の構築に取り組みます。あわせて、気象条件に左右されにくい複数の搬送手段を確保するため、国・県などの関係機関との連携を深めながら、海上保安庁との協力体制の強化やドクターヘリ等の活用方策の検討を進め、夜間・荒天時でも安全かつ安定的に対応できる緊急搬送体制の構築を図ります。

6 持続可能な公共交通と移動支援の充実

有人離島や点在集落の高齢化に伴う移動課題に対応するため、地域公共交通計画に基づき、定期航路やコミュニティバス、スクールバス、福祉バスを含めた交通の最適化を図ります。新船建造やダイヤ再編などの経営改善と周遊券発売などの利用者増加策を進めるとともに、移動販売、オンライン診療、医療Ma a S車両の活用など、「移動しなくてもサービスが届く仕組み」の整備状況を踏まえながら、地域住民・事業者・関係部署が連携した多様な移動手段の確保に取り組みます。

保健医療 ・各種 手続き

めざすまちの姿が達成された状態のイメージ

- 市民一人ひとりが日頃から健康的な食生活や適度な運動に気を配り、健康づくりや病気の予防を心がけ、年齢にかかわらず健康的な暮らしを送っています。

現状と課題

- 鳥羽市では、健康教室の開催やがん検診バスによる巡回検診などで市民の健康づくりを推進し、糖尿病重症化リスクの高い方への個別支援や通いの場での啓発にも取り組んでいますが、参加者が高齢者に偏っていることを踏まえ、世代を問わず身近に取り組める仕掛けづくりが求められています。
- がんや生活習慣病の早期発見・治療に向け、かかりつけ医との連携によるアウトリーチ支援や受診中断者への働きかけを行い、健診の利便性向上には一定の成果が見られますが、さらなる受診率向上のためには啓発の工夫や若年層へのアプローチ強化が必要です。
- 地域医療体制の確保では、へき地診療所運営により地域住民の受診機会の確保に取り組んでいます。オンライン診療や医療Ma a S車両の運用など、新技術を活用することで、より効率的かつ安定的な診療所運営体制の構築と医療人材の有効活用を進め、持続可能な事業モデルの定着を図っていく必要があります。
- 一次救急医療に対応するため、休日・夜間応急診療所を運営するとともに、医師や看護師等の専門職が24時間体制で相談に応じる健康・医療電話等相談業務を開設し、安全・安心な暮らしづくりの強化を図っています。今後も、二次救急医療の受け皿として、関係市町と連携しながら病院群輪番制を維持していく必要があります。
- 本庁及び8箇所の連絡所にて、届出や証明書の発行など窓口業務を適切に実施し、令和5(2023)年からのコンビニ交付サービス導入で利便性向上を図っています。今後も戸籍関係の法改正に伴う職員の知識向上や接遇研修、個人情報保護・情報セキュリティ強化を継続し、フロントヤード改革を進めるなど、持続可能な窓口サービスの在り方を検討していきます。
- 国民健康保険や福祉医療費助成、後期高齢者医療制度、国民年金の法定受託事務は、県や広域連合と連携し適切な資格管理・給付業務を行っています。保険税率の見直しや重症化予防、ICT活用による効率化、制度の安定運用と利用者周知、収納率向上など、多角的な取り組みを進めています。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市民アンケート満足度（保険医療・手続き）	3.20	↑
がん検診受診率	10.0%	→
オンライン診療の新規受診者数	—	↑

施策の展開

1 健康づくりの推進

健康教室やがん検診バスによる巡回検診、糖尿病重症化リスクの高い方への個別支援、通いの場での啓発により、生涯を通じた健康づくりや生活習慣病・介護予防を促進します。今後は、参加者が高齢者に偏る状況を踏まえ、若年層や働き盛り世代も身近に取り組める仕掛けづくりを進めます。引き続き、かかりつけ医との連携によるアウトリーチ支援や受診中断者への働きかけを強化し、健診受診率向上や感染症対策の啓発に努めます。

2 地域医療体制の整備

市民や観光客が安心して受診できる一次医療体制を確保するため、へき地診療所の運営を行います。また、人口減少や医療需要の変化に対応した持続可能な事業モデルとしてオンライン診療、医療Ma a S車両の活用により効率的な診療所運営と医療人材の有効活用を進めます。引き続き、休日・夜間応急診療所や24時間対応の健康・医療電話相談により一次救急医療体制を維持するほか、二次救急の病院群輪番制の安定運用にも努めます。

3 信頼できる窓口サービス

本庁や8箇所の連絡所での届出・証明書発行や、コンビニ交付サービスによる利便性向上を引き続き推進します。今後も、法改正への対応や職員研修・接遇向上、個人情報保護・情報セキュリティ強化を継続し、フロントヤード改革などを通じて、誰もが安心して利用できる窓口サービスの向上を図ります。

4 安心できる社会保障制度の運営

国民健康保険、福祉医療費助成、後期高齢者医療制度、国民年金の法定受託事務については、県や広域連合と連携して適切な資格管理・給付業務を引き続き実施します。今後は、保険税率の見直し、重症化予防施策、ICT活用による業務効率化、利用者周知や収納率向上など、多角的な取り組みをさらに進め、制度の安定運用と市民の安心につなげます。

Ⅲ 行政改革大綱

1 はじめに

本市では昭和 61（1986）年に最初の行政改革大綱を策定して以来、積極的に行政改革に取り組んできました。平成 23（2011）年にはそれまで進めてきた事務の効率化等の経費削減にとどまらず、市民・企業・各種団体との協働によるまちづくりと効率的で効果的な行政経営をめざして行政改革プランを策定しました。この行政改革プランは「行政改革大綱」と「推進プログラム」で構成されており、平成 22 年（2010）年度～27（2015）年度を当初期間、平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度を継続期間として取り組み、継続的に効果を上げてきました。

その後、各施策と行政改革双方の整合を図り、確実な行政経営を推進するため、「行政改革大綱」を第六次鳥羽市総合計画（以下「総合計画」という。）の前期基本計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）と一体化して策定し、さらなる取り組みを進めてきたところです。

人口減少・少子高齢化の加速に加え、多発している大規模な自然災害、ウクライナ侵攻等を背景とし、社会経済的・地政学的な不安定さが増大しています。こうした中、社会経済情勢は急速に変化しており、将来予測が極めて困難な状況にあります。

また、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、ポストコロナ社会における「新しい生活様式」の登場等により、市民ニーズも多様化・複雑化する状況において、職員が行政改革の目的を理解した上で、的確に市民ニーズに応える行政サービスを提供することは、行政の重要な責務です。

それらの背景を踏まえ、この度、後期基本計画（以下「本計画」という。）を策定するにあたり、これまでと同様に着実な運用を図るため、「行政改革大綱」を本計画と一体化して策定し、行政改革の基本方針及び施策の内容を示すことで、不断の改革を推進するものとします。

2 取り組みの指針

本行政改革大綱は以下の指針に基づき推進します。

I. 多様な主体との連携、協働
II. 戦略的な行政運営
III. 持続可能な経営力の強化

3 施策の体系

取り組みの指針に掲げた 3 つの指針ごとに施策を展開することで、行財政改革を推進します。

4 取り組みの内容

(1) 多様な主体との連携、協働

(ア) 市民団体との連携、協働

現状と課題

- 本市では、「いつまでも住みやすい鳥羽(まち)」であり続けるために、限られた資源の中で行政は勿論、多くの団体や市民と協力し合い、地域課題を認識・共有し、それぞれが得意とする役割を発揮しながら、課題の原因を解消し、スキマをなくしていく「協働によるまちづくり」に取り組んできました。今後も、それぞれの活動主体が持つリソースを連携させ、互いに補完しながら課題解決に取り組み、新たなまちの魅力や価値をともに創り上げ、地域力や市民力の向上につなげていく取り組みが求められます。
- 多様な主体が連携し、協働するにあたり、公共を担う主体となり得る人材や団体の育成を行うため、連携を強化し、多分野のノウハウを持つなど高いスキルを持つ市民や、様々な形でまちづくりに携わっている市民の力を借りて、協働を担う人材の育成支援等を進めていくことも求められます。
- 「観光まちづくり」の分野では、國學院大學、名古屋大学大学院、鳥羽商船高等専門学校等との連携協定に基づき、地域の社会課題に対する共同・受託研究等の環境整備を行いました。社会構造が大きく変化する中で、発生する様々な課題や需要に対し、市民サービスの維持・向上を図り、また、地方創生の流れの中で本市の特性に応じた事業を充実させていくためにも、今後も、産学金労言士の連携により、新たな展開を効果的に見出していくことが求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
教育機関との包括連携協定数	6件	↑

施策の展開

1 多様な主体との協働・共創の推進

社会構造が大きく変化する中で、市民生活で発生する様々な課題や需要に対して、市民サービスの維持・向上を図るために、市民・NPO・企業・高等教育機関等との連携を通じた市民協働による地域課題解決に取り組み、人口減少下においても持続可能な行政経営を追求します。それぞれの活動主体が持つあらゆる力や知恵を結集して、互いに補完しながら「共創」のまちづくりを進めることで、さらなる「地域力」や「市民力」の向上につながるよう取り組みます。

(イ) 民間活力の積極活用

現状と課題

- 持続可能な行政経営を実現し、社会的課題の解決に取り組むためには、一層の官民連携手法の推進が必要となります。行政が民間事業者等から提案を求め、その経営、技術のノウハウを活用し、公共と民間が連携してそれぞれお互いの強みを活かすことによって、優れた行政サービスを効率的かつ持続的に提供するなど、最適な課題対応策の模索が求められます。
- 民間が持つノウハウや資金等を活用した手法を研究していくことが求められます。また、活用にあたっては、民間事業者等に丸投げするのではなく、民間と行政における協働の取り組みによる行政サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するため、市民や地域企業等との協力が必要であり、官民連携の取り組み情報と制度理解の浸透に努めることが重要です。
- 官民連携手法においては、発注した行政としては業務の質の向上と効率化を求めるとともに、受注した民間事業者等にとってもインセンティブが働くような仕組みとすることが求められます。一方で、発注した事業については、行政が常にモニタリングを実施し、市民のニーズに合致しているか検証した上で、ニーズとの乖離を防ぐよう指導することが重要です。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
民間事業者等との包括連携協定数	5件	↑

施策の展開

1 民間活力の積極的導入に向けての検討の推進

民間が市民サービスの担い手となることができる分野に関しては、民間活力の導入を積極的に進めます。事業規模やソフト・ハードを問わず民間活力を活用することで、専門性や経験を活かした多様なサービスの展開や市民ニーズに対する弾力的な対応など、一層のサービス向上を図ります。また、民間事業者等と職員の交流を行い、行政の枠にとらわれない柔軟な発想の醸成や、効果的な課題解決の手法を見出す新たな視点の育成に努めます。

2 地域企業の協力、住民理解に必要となる取り組み状況の周知

官民連携手法の導入には、自発性・自立性の尊重と相互理解に基づく対等な関係構築が必要です。そのため民間事業者を「対等なパートナー」と位置づけ、相談・協議の段階から相互理解に努めます。導入にあたっては、地域企業や住民合意が重要であり、住民サービス更新の必要性や維持管理負担、手法の有効性について情報提供と理解促進を図ります。あわせて先進事例の研究・比較を行い、導入計画を立案するとともに、導入効果の「見える化」を進めます。

(ウ) 広報・広聴機能の充実

現状と課題

- ホームページについては、令和4（2022）年のリニューアルに伴い、レスポンスウェブデザインの導入による見やすさの向上のほか、メール配信やSNS連携等による効率化を図りました。また、SNSについても、Facebook、YouTubeに加え、新たに本市公式のLINEアカウントを開設し、情報発信に努めました。行政情報・生活情報の提供のほか、市民のまちづくりへの参加意欲を引き出すために、引き続き、「広報とば」やホームページ、SNS等を活用した積極的な情報発信によって、市民と行政が情報を共有し、活用できる環境を整備することが求められます。
- 本市の掲げる将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現や地域課題解決に向け、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むためには、信頼関係のもと、継続的な情報共有が必要不可欠となります。市民の声を市政に活かすためには、行政からの積極的な情報発信のみならず、継続した市民意識調査、各種パブリックコメントの実施、メールや手紙による陳情や要望の受け入れ等により、今後も、様々な機会を通じ、多様化する市民のニーズを的確かつ迅速に把握することが求められます。
また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、情報公開条例や個人情報保護条例、行政手続条例等の適正な運用を継続することも求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市ホームページのアクセス件数	53,286 件/月	↑
広報とばを「よく見る、利用する」人の割合	62.6%	↑

施策の展開

1 戦略的な広報・広聴の推進

引き続き、「広報とば」や市ホームページ、SNSを含むデジタル技術なども活用し、市民が必要とする情報を適切な時期や方法でわかりやすく積極的に提供することでより多くの市民ニーズを持続可能なまちづくりに活用できるよう努めます。

2 対話型、コミュニケーション型の広報公聴の推進

従来的一方通行型の広聴広報から、対話型、コミュニケーション型の広報公聴へとシフトすることで、計画策定や事業実施、評価等の過程においても市民参画を推進し、開かれた市政の一層の推進を図ります。また、情報公開や個人情報の保護、処分等の行政手続きなどの適正な運用に努め、行政運営の公正性、透明性、公開性の向上を図ります。

(2) 戦略的な行政運営

(ア) 組織マネジメントと人材育成、意識改革

現状と課題

■人口縮減時代において、今後見込まれる生産年齢人口の減少等により、人材確保は一層困難となることが予測されます。本市においても、中長期的な組織運営や人材育成の指針となる「職員定数管理計画」に基づき、適正な職員数を管理することを目標としていますが、現状としては当該定数を下回り、人材確保が喫緊の課題となっています。民間事業者等の活力による業務の効率化と労働力の確保を図るほか、職員の年齢構成や定年年齢の引上げも考慮した計画的な採用を実施することが重要となります。今後は、採用試験や人事異動時期の柔軟化、併任辞令の柔軟化等のジョブ型配置、プロフェッショナル人材の活用に向けた検討を行い、新たな行政課題への対応と業務の質的向上を長期的に確保することを想定した組織マネジメントを推進していくことが求められます。

■職員が常に問題意識や挑戦意欲を持って行政需要に対応できるよう、自己啓発や自己研鑽、政策形成・課題解決能力の向上に向けた研修等を充実させる必要があります。本市の職員研修基本方針に基づき、三重県市町総合事務組合が実施するステップ研修やパワーアップ研修への職員派遣を行っているほか、庁内においては、各種庁内研修、オンライン研修及び専門研修を実施しています。今後も、毎年度研修基本計画を見直しながら、社会背景等を考慮した研修受講ができるよう促進していくとともに、職員個々の能力や適性に応じた育成を計画的に進め、職員の対応能力の向上と意識改革に向けた取り組みを推進することが求められます。

また、人事管理の基礎として人事評価制度を実施しており、今後も、職員の能力・実績を適切に評価し、人員配置や給与処遇において活用を進めるとともに、人員評価制度の仕組みや手法の理解を深めていくことが求められます。

■質の高い市民サービスを持続的に提供するためには、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方の推進が必要となります。職員の地域での活動や育児・介護との両立等を図り、時間外業務の縮減や、長期休暇と合わせた年休取得等の周知に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを行っています。その取り組みを推進するための委員会を開催し、結果については本市ホームページで公表しています。また、職員のメンタルヘルスケア等の充実を図り、常に高い自己肯定感を持って業務遂行が行われるよう、職場環境の整備に取り組んでいます。

今後も、職員のモチベーション向上と心身の健康増進を図り、組織の生産性を高めていくことが求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
庁内研修の開催数	15回	→
年次有給休暇の平均取得日数	12.3日	↑
市職員採用試験の応募者数（一般事務職）	23人	↑

施策の展開

1 目標達成型の人員体制

中長期的な組織運営や人材育成の指針となる「職員定数管理・職員人材育成確保基本方針」を一体的に策定し、適正な職員数の管理と合わせて、業務の質や量を的確に把握しながら実態に即した適正な人員配置を行います。市民の視点に立った、質の高い行政サービスを実現するため、プロフェッショナル人材の活用等、能力ある人材を幅広く採用するとともに、より良い人材を確保できるような試験時期、試験方法を検討します。業務を見直すほか、定型業務等については、民間事業者等の活力により、アウトソーシングや外部資源を活用するなど、効率的なマンパワーの確保を図ります。

2 人材育成の推進

職員人材育成基本方針や職員研修実施計画に基づき、庁内研修や三重県市町総合事務組合などへの研修派遣、専門研修への参加機会確保に努め、時代の変化に対応した多様な研修の機会を設けます。また、職員一人ひとりが意欲をもって職務に取り組み、より能力を発揮できるよう、引き続き人事評価制度を活用し、職員の能力・実績を適切に評価するとともに、職場の活性化や課題解決のために、職員から改善策の提案募集を受け付けるなど多様な取り組みに努めます。

3 時代に合った制度づくりとワーク・ライフ・バランスの実現

特定事業主行動計画を見直すとともに、職員全員が当該計画を意識できるよう周知し、市役所全体での働き方を変化させていけるような仕組みを構築します。ライフステージに合わせた柔軟な働き方の実現や、職員のモチベーション向上と心身の健康増進、多様な人材が活躍できる職場環境の充実を図るとともに、生産性の向上によって生み出した人的資源を、新たな行政課題の解決に振り分けることをめざします。

(イ) 業務の効率化、デジタル技術の効果的な導入

現状と課題

- 人口縮減時代における人材不足の深刻化に対応するため、国ではデジタル社会に向けたDX（デジタル・トランスフォーメーション）により、業務プロセスの変革や働き方改革に向けた取り組みが進められてきました。本市においても令和7（2025）年2月に総合計画をデジタルの側面から推進する「鳥羽市DX推進方針」を策定し、行政サービスや事務処理のデジタル化を推進しています。
- 定型業務の見直しを進めるにあたって、まず業務の流れを可視化し、どこに負担や無駄があるのか把握した上で業務の抜本的な整理・再設計を進めることとしています。そのうえで、AI・RPA・業務システムなどのデジタル技術を活用し、自動化できる部分については機械的に処理できる仕組みを構築することで効率化を図り、コストパフォーマンスの高い行政運営をめざしています。また、これらDXによる定型業務の効率化によって得られた時間や労力等の経営資源を、デジタル技術で補完することのできない業務に再分配し、デジタルとアナログを併用しながら、行政サービスの質の向上を図ることが求められます。
- 市民満足度の高い行政サービスを実現するためには、各種申請等の簡素化やオンライン化、キャッシュレス決済の拡充等、行政手続きに係る市民や事業者の負担軽減と利便性向上のための取り組みを継続することが重要となります。また、必要に応じて、デジタルに馴染みのない高齢の方等に対して、デジタルツールの活用促進や申請支援等のデジタルデバインド対策に取り組むことが求められます。
- これまでに行政サービスや事務処理のデジタル化に取り組んできましたが、多様化する市民ニーズに対応し、新たな市民サービスの提供と行政運営の効率化を図るためには、それを実現する組織、風土の変革が求められており、本市においてもそれらの取り組みを進めてきました。具体的には、外部専門人材を含む多様で優秀な人材の確保、時間的制約の有無にかかわらずすべての職員が意欲と能力を最大限発揮して活躍できる環境の整備、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といった業務継続計画（BCP）、安心していきいきと就労できる環境整備等を図ることが挙げられます。それらの観点から、テレワークやフレックスタイム制度等の本格導入とともに、プライバシーの確保やカスタマーハラスメントの対応を進めるなど、柔軟で働きやすい就労環境を整備することを目標としています。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
デジタルツールの活用により簡略化した手続き等の件数	—	↑
デジタルツールの活用等により削減できた定型業務の時間	—	↑
テレワークやフレックスタイム制度の導入	—	↑

1 DXの推進による業務の効率化

職員のデジタル技術への意識を高め、ICT活用やBPRによる業務効率化（AI・RPA導入等）を推進します。プロセスの見直しやバックヤードシステムの一元化を進め、廃止・削減・一元化を基本に根本的な業務改革を図ります。維持すべき業務にはAI・RPA等を導入し、定型業務を効率化することで、政策的業務など職員にしかできない仕事へ経営資源を振り分け、市民サービスと生産性の向上をめざします。導入済みツールを活用できていない部署には効果や活用法の周知・支援を行い、必要に応じて外部専門人材の活用も検討します。

2 DXの推進による市民サービスの向上

市民一人ひとりにとって満足度の高い行政サービスを実現するため、各種申請手続き等のオンライン化、キャッシュレス決済の拡充など、市民サービスの向上や業務の改善に有効な技術については積極的な活用を進め、行政手続きに係る市民や事業者の負担軽減と利便性向上のための取り組みを引き続き推進します。また、デジタルに馴染みのない高齢の方やデジタル機器を持っていない方が不利益を受けないサービスを設計し、デジタルデバイド対策をはじめとしたサポート体制の構築を推進します。

3 デジタル技術を活用した業務環境の整備・充実

AI・RPA等を活用し、職員の作業時間及び人為的ミス的大幅な削減をめざします。あわせて、業務上のコミュニケーションを効率化するための最適なグループウェアの構築や、オンライン会議等、効果的な機能の導入も推進します。

テレワークについては、情報システムのクラウド化やセキュリティ対策などを含めた検討を行い、導入に向けた検証を進めていきます。そのほか、プライバシーの確保やカスタマーハラスメントの対応を推進し、安心して働ける環境を整えます。

これらの取り組みを通じ、デジタル技術を基盤とする業務環境の整備・充実とスマートワークの定着を図り、職員の「働きがい」を高めつつ、最適な組織運営と人材の活性化を実現し、生産性の高い持続可能な行政経営をめざします。

(ウ) 戦略的な人材確保の推進

現状と課題

- 国は、人口縮減時代を迎えるにあたり、令和 22 (2040) 年には、「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある」として、「スマート自治体への転換」の必要性を示しています。そのための準備対策の一つとして、デジタル技術等の知見を持った上で、現場の実務に即して技術の導入判断や助言を行うことのできる専門人材を確保することが必要です。本市においても、様々な国の支援制度等を活用しながら、民間事業者等から外部の専門人材を確保することを目標とし、令和 7 (2025) 年度からソフトバンク株式会社からの人材を受け入れています。また、内部人材においても、DXに関するリテラシー向上を図ることが求められ、さらに全庁・横断的な体制の構築が必要となることから、令和 7 (2025) 年度からDX推進係を設置しました。
- 今後、定年を迎えた職員の大量退職に伴う経験不足が生じる可能性があることから、積極的な専門人材の確保や他機関連携の模索が必要となります。外部専門人材を含む多様で優秀な人材の確保や、民間事業者・学術機関等との連携を模索するなど、内部事務の硬直化の防止や多様な行政ニーズに対応できるよう、積極的な情報収集が求められます。(→施策の展開②)
- 職員の確保にあたっては、終身雇用の慣行がなくなりつつあることから、定年退職以外の中途退職の実績を考慮しながら、キャリア採用や通年採用、カムバック採用等の柔軟で戦略的な採用戦略が求められています。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
民間事業者等からの外部人材受け入れ人数 (計画期間累計)	—	↑

施策の展開

1 スマート自治体への転換をめざした人材登用・育成

住民情報を守る高い情報セキュリティを確保し、先端技術の動向を把握しながら、地域社会のデジタル化を進めていくために、専門知識と事業の推進力を備えた外部人材を積極的に活用し、官民連携により庁内及び地域社会全体のデジタル化に取り組みます。庁内DX推進体制を構築し、企画立案、部門横断の総合調整、各取り組みの進捗管理を一体的に実施し、各所管部門との緊密な連携を図ります。さらに、スマートシティへの検討も行う必要があることから、スマート自治体への転換をめざして、DXに関する情報の収集・共有を徹底し、変化に対応できる職員を育成します。

2 多様なニーズに対応する専門人材の確保

専門人材の採用の検討、兼業・副業による民間事業者や学術機関等の人材の活用、組織・年齢の枠を超えた人材活用等、優秀で多様な人材を幅広く確保し、業務の多様化や高度化を考慮した組織運営に努めます。

(3) 持続可能な経営力の強化

(ア) 健全な財政運営の推進

現状と課題

- 地方債現在高については、計画的な公債費の償還を進めてきたほか、大規模施策ハード事業に基づく事業を実施することで地方債残高の過度な上昇を抑えられたため、令和元（2019）年度の12,160,346千円から令和6（2024）年度の9,939,844千円まで減少しました。しかし、災害予防等の緊急を要する事業が大規模施策ハード事業計画以外の事業として実施する必要がある場合、今後の地方債現在高が上昇する懸念があり、対応策の検討が求められます。本市の将来負担比率は、令和元（2019）年度の62.5%から減少し、令和5（2023）年度・令和6（2024）年度には算定されず、皆減となりました。実質公債費比率は令和元（2019）年度の9.5%から令和6（2024）年度の7.8%と減少しています。一方、財政調整基金については、地方財政法に基づき、決算剰余金の安定した積立を行い、令和元（2019）年度の554,549千円から令和6（2024）年度には1,574,438千円まで増加しました。こうした個別の財政指標の推移を的確に捉えながら、引き続き財政状況の維持・改善に努め持続可能な経営力の強化を行うことが求められます。
- ふるさと納税については、令和6（2024）年度には過去最高額となる11.7億円の寄附を受け入れました。歳入の根幹をなす市税収入の増加に向けては、企業誘致、ふるさと納税制度の活用等、様々な機会を通じた積極的な財源確保を促進することが求められます。
- 令和6（2024）年度からは、観光関係団体からの要望等を受けて、地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めるなどの観光振興施策の推進に要する費用に充てるための法定外目的税である宿泊税の導入検討を進め、令和8（2026）年4月1日から課税を開始することとなりました。今後も引き続き、政策目的の達成や持続可能な経営力の強化を目的とした新税の在り方について、必要に応じて検討することが求められています。
- 本市の市税収納率は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリを活用した納付を周知するとともに、徴収事務強化と滞納整理を徹底的に執行した結果、94.8%（令和6（2024）年度）となっています。市税滞納者への催告に際しては、市民が抱える問題を解決するための生活困窮者の自立支援事業を紹介するとともに、市税の納付の働きかけを行い、未納や滞納の解消につながるよう、引き続き福祉と連携して取り組むことが必要です。また、電子申告の申請や新たな納付方法の導入は、ライフスタイルの多様化による納税者のニーズに対応するために効果的であり、適正課税と納付環境の拡大及び市民への周知を今後も推進することが求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合	23.1%	↑
ふるさと納税寄附金額（年間）	11億7,004万円	↑
市税収納率	94.8%	↑

施策の展開

1 財政状況の維持・改善の推進

将来にわたって健全な財政状況を維持するために、引き続き大規模施策ハード事業に基づき事業を実施し、地方債現在高の減少に努めます。また、地方財政法に基づき、決算剰余金の財政調整基金への積み立てを行い、予算編成における基金の取り崩しを最低水準の切り崩しにとどめることに努め、安定的な財政運営を図ります。

本市の実質公債費比率は、近年7%台後半で推移しており、国の早期健全化基準を大きく下回っています。引き続き、市債の新規発行額を抑制することにより、将来にわたる公債費負担の軽減を図りながら、比率の改善を進めます。

負担金については、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、必要性や金額の妥当性等を検証し、支出の一層の適正化に向けた見直しに取り組みます。

2 健全な行財政運営

少子高齢化に伴う社会保障費の増加や、光熱水費・物価等の高騰による行政経費の増加等により、厳しい財政状況が予測されます。抜本的な改革の強化をはじめ、DXなどの新たな施策を積極的に推進するためには、これらの財政需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な財政基盤の確立を図る必要があるため、事業の「選択と集中」の考えのもと、全庁一丸となって徹底した改革を進め、財政状況の着実な改善に努めます。

3 財源確保の推進

自主財源の根幹となる市税や使用料などの安定的な確保のため、納付相談の充実・周知、滞納者対策の強化などを図り、市税などの収納率向上に努めます。

また、ふるさと納税や企業誘致、宿泊税の導入等、これまで推進してきた種々の財源確保策について、引き続き積極的に取り組むことで歳入確保に努め、防災、防犯、社会保障等の市民生活に安心感を与える分野は元より、本市の発展につながる戦略的な分野にも財源を重点配分できるよう、持続可能な体制を構築します。

(イ) 事務事業の効率化・最適化

現状と課題

■新たな行政課題や市民ニーズへ柔軟に対応するためには、真に必要となる施策に一層注力することが必要となります。総合計画の実効性を高めるため、中長期的な財政見通しを踏まえつつ、より有利な財源を確保できる時期・方法の調整を行うとともに、予算編成との連携を意識した調整を図りました。また、予算編成時期において、総合計画の施策区分と各事業予算を紐づけ、総合計画に掲げる目標・目的と、実施事業の関連性を明確にすることで、計画の実効性を確保しました。

■人口減少・少子高齢化等の影響による扶助費を含めた義務的経費の増加が見込まれ、事業のスクラップ&ビルドの徹底、事業見直しの継続が必要となる中、事業目的そのものを含めた妥当性や効率性のほか、社会構造の変化等による需要変動、市民生活や行政運営への影響度合いなど、様々な角度から事業内容を評価・分析しました。今後は、適切な事業評価を行う上で、目的の進捗を図る指標の設定が重要であることから、実効性のある指標等の設定について検討することが求められます。

また、EBPMの推進等により事務事業の効果検証を一層充実したものとし、総合計画の実効性をより高め、めざすまちの姿の実現を図るため、事業評価・施策評価を継続的に実施し、評価・検証に基づく改善の仕組みが効果を発揮できるよう運用していくことが求められます。

■限られる人的・財政的資源を効率的に活用し、多様な行政事務に対応する上で、近隣市町との連携による事務の共同処理をはじめとした広域連携の在り方を検討することが重要です。今後も、伊勢志摩定住自立圏形成協定等に基づく連携事業の検討・拡充を図り、本市単独での実施が非効率な事務等の広域連携に向けた検討の推進が求められます。

■近年、民間企業の経営理念やマネジメント手法等を行政経営に応用し、組織マネジメント能力を高めて効率的で質の高い行政サービスの提供をめざすというNPMの考え方が広まっています。本市においても、令和6（2024）年度にソフトバンク株式会社と包括連携協定を締結し、庁内DX推進等を軸に行政経営手法等の高度化に着手しました。今後、様々な分野で協力関係の構築を図り、持続可能な経営基盤の強化に努めることが求められます。

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
将来負担比率	—	→

1 適正な予算編成と執行管理

市民の目線に立ちながらコスト感覚を養い、個別の事業について、その意義や役割、収益性や効率的手法等について検証を行うとともに、限られた財源で最大限のサービスを供給できるよう予算編成に取り組みます。また、予算編成後は各事業の成果や最適な執行方法について、随時検証を行います。

2 事業のスクラップ&ビルドとEBPMの推進

事業内容をゼロベースから見直し、最小の予算で最大の効果を発揮できるよう、政策ヒアリングなどを通じた事務事業のスクラップ&ビルドを徹底するとともに、経営資源と事業効果のバランスを意識した行政評価による進行管理を行い、施策や事務事業の最適化を図ります。

また、EBPMを推進し、データに基づく政策の立案・検証を行い、達成すべき政策目標を明確にした上で必要な事業を構築するバックキャスト手法の活用も合わせ、より実効性を確保できる新たな事務事業の見直しを推進します。

3 近隣市町等との行政課題の共有

経済社会生活圏の広域化に伴う近隣市町との連携調整を進め、広域行政による効率的な行財政運営をめざします。

4 時代の潮流に対応した行政経営手法の推進

包括連携協定等に基づき、民間企業における経営理念、マネジメント手法等の試行を重ね、アレンジして取り入れることにより、時代の変化に即応した、最小の経費で最大の効果を上げるための行政経営改革を行います。複数課で連携して課題解決にあたりながら、合理的な組織運営の構築や限りある経営資源の活用を通じて、「全体最適」を図るとともに、市民の視点に立った行政サービスの提供に取り組みながら、持続可能な安定した行政経営の確立に努めます。

(ウ) 公共施設マネジメントの推進

現状と課題

■ 高度成長期に整備されたインフラの老朽化が進み、当時の社会情勢を反映した公共施設の役割は終焉を迎え、今後の時代に即した社会インフラを整備することが必要となりました。

各公共施設の長寿命化や個別施設計画に基づく取り組みにより、費用の平準化と縮減を図ったとしても、本市の今後 40 年間の将来更新費用は約 444 億円となる見込みであり、公共施設等の統合再編や複合化による施設保有量の見直し、計画的な維持保全による長寿命化を一層推進し、財政負担の軽減を図ることが求められます。(→施策の展開①)

■ 公共施設については、再編計画に基づき、令和 8 (2026) 年 4 月の鳥羽東中学校と加茂中学校の統合再編について協議を行いました。また、公共施設跡地利活用については、他の行政施設への用途変更等の協議を進めました。その他の施設については、老朽化等により優先して着手すべき公共施設の個別対応を行うのみとなっています。今後は、施設総面積の縮減をめざし、「公共施設等総合管理計画」等の策定を進めるとともに、供用廃止後残置された施設の処分、公有財産としての活用の方策等について検討していくことが求められます。

(→施策の展開②)

■ 統合再編や複合化、跡地利活用等については、民間事業者等のノウハウや技術力を活用した P F I を含めた P P P による施設整備、管理の導入推進など、官民連携を基軸とした視点も含めて推進し、財政面での効果、行政サービスの維持・向上の双方を図ることが求められます。(→施策の展開③)

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
公共施設等総合管理計画等に基づく統合再編の実施件数	—	↑

施策の展開

1 公共施設全体の最適化を重視する対応方策の推進

社会情勢の変化等を踏まえながら、人口規模に合った施設保有量の適正化、長寿命化・老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進します。また、個別施設の最適化を考えた「部分最適」ではなく、市全体の方向性を踏まえた公共施設全体の最適化を重視する「全体最適」をめざし、市民サービスの維持・向上と管理コストの削減を図ります。

2 公共施設の適正配置の推進

公共施設の利用実態や将来の財政負担等を考慮し、公共施設の存続・統合・譲渡・廃止について検討し、保有量の見直しなど再編案を新たにまとめます。再編については、具体的な統廃合方針を決定するため、地域の意見を伺いながらともに検討を進め、最適化を図ります。未利用施設については、長期保有による維持管理費の増加などの課題があることから、売払いや貸付等による利活用を推進し、新たな歳入の確保や歳出の削減を図ります。

3 官民連携手法の導入による対応

多様化する行政需要に対応していくため、民間事業者等との対話の場を継続的に設定し、施設整備や維持管理・運営に、民間資金やノウハウ、技術力を活用したPFIを含めたPPP手法の導入を推進することで、財政面での効果や行政サービスの維持・向上の双方を図ります。

IV 国土強靱化地域計画

1 国土強靱化の概要

(1) 国土強靱化の背景

国は、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国土形成に向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 26（2014）年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）を閣議決定するとともに、都道府県や市町村が国土強靱化に係る計画を策定する際の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

地方自治体においては、基本法第 4 条に「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定され、本市においても、それまで進めてきた防災・減災対策の取り組みを主軸に、国の国土強靱化政策や三重県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、令和 3（2021）年に総合計画の前期基本計画と一体化させた形で、「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、推進してきました。

本市においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていることや、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたことなどを踏まえ、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取り組みを進めることが喫緊の課題となっています。

近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和 5（2023）年 6 月に基本法の改正が行われ、同年 7 月に国の基本計画が見直されました。本市においても、この度、本計画を策定するにあたり、地域計画の改定を行うことで新たな国土強靱化に関する指針とし、引き続き、強さとしなやかさを持ったまちづくりを進めることとします。

(2) 強靱化を推進するうえでの基本目標

基本構想における市の将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」を強靱化の推進上の将来像とし、国の基本計画との調和を図り、以下の基本目標のもと、強靱化を推進します。

図表 3 5 本市の強靱化のための基本目標

基本目標
I. 人命の保護が最大限図られる
II. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV. 迅速な復旧復興

(3) 地域計画とSDGs

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、すべての国や地域が取り組む共通の目標です。

このため、地域計画においては、強靱なまちづくりを進めるうえで、SDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」を特に意識し、都市の持続可能な発展、暮らしの充実、被災時からの復興をより強固に図るものとします。

(4) 取り組み推進上の留意点

本市の基本目標を実現するため、以下の事項に留意し、対策を進めます。

(ア) 施設等の適切な維持管理と強靱化

高度成長期に建設された社会インフラをはじめ、多くの公共施設等が更新時期を迎えていることから、一層の適切な維持管理が必要となります。既存施設については、長寿命化を図り、施設の統合再編や複合化を進めるなど、市民の安全・安心を一層確保するため、整備に対する投資の選択と集中を図り、施設の強靱化を推進します。

(イ) ハード面・ソフト面を組み合わせた最適な対策の実施

まちづくりの整備、耐震化等のハード面の対策に加え、防災意識の醸成等、ソフト面の対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。また、防災・減災等の効果を非常時に発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用等、平常時にも有効活用される対策となるよう工夫します。

(ウ) 市民等との連携や主体的な参画

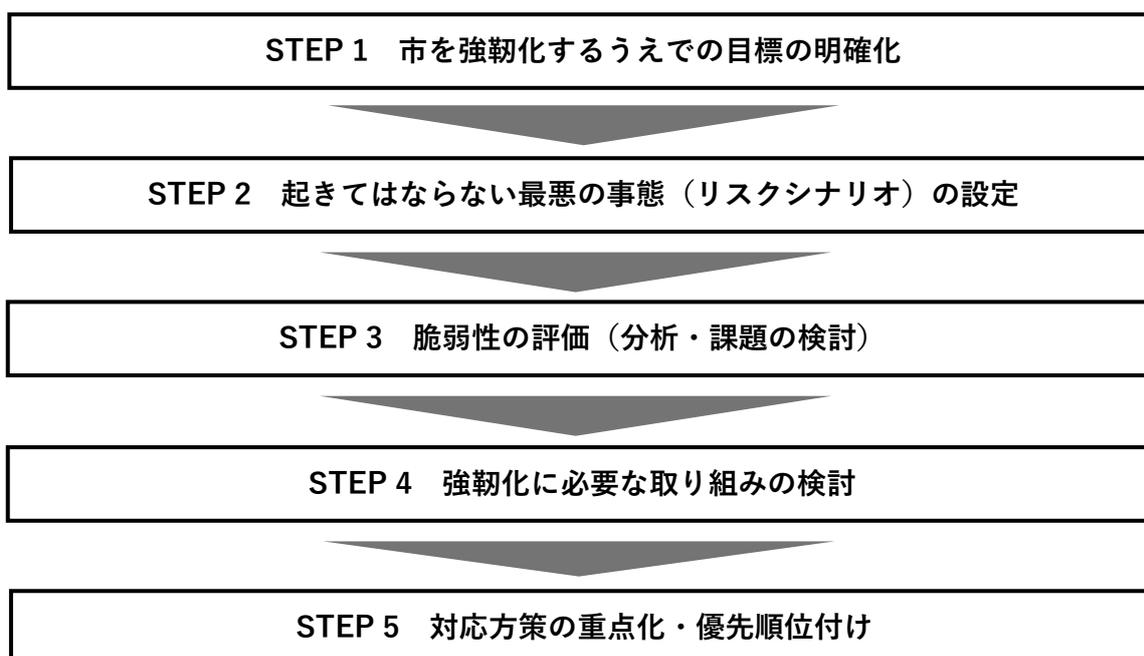
本市の強靱化に向け、市民をはじめ、国、県、他市町、教育機関、関連事業者、地域団体、NPOやボランティア等の民間団体等が、相互の連携を意識し、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有しながら、それぞれが主体的に取り組む体制を構築します。

また、高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じます。

2 計画の基本的な進め方

(1) 基本的な進め方

本市における強靱化計画では、ガイドラインに基づき、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価」(以下「脆弱性の評価」という。)を行います。脆弱性の評価は、本地域計画に関する施策を推進する上で必要不可欠なプロセス(基本法第9条第5項)です。脆弱性の評価にあたっては、ガイドラインで定められた評価方法を参考に実施します。さらに脆弱性の評価結果を踏まえ、本市におけるリスクと、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取り組みを検討し、強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進します。



(2) 事前に備えるべき目標

地域計画における「事前に備えるべき目標」は、原則として国の基本計画に即して設定することとされていることから、国の基本計画で設定されている6つの目標と同じものとなるよう、次のとおり設定しました。

図表36 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標	
I.	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
II.	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
III.	必要不可欠な行政機能を確保する
IV.	経済活動を機能不全に陥らせない
V.	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
VI.	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 脆弱性の評価において想定されるリスクの設定

本市において想定されるリスクは、南海トラフ地震の発生予測率が高く、さらに、近年気候変動の影響による集中豪雨や台風による被害が甚大する傾向にあることなどを念頭に、国の基本計画と同様の「大規模自然災害」に設定します。また、三重県が策定している「三重県防災・減災アクションプラン」（以下「県のアクションプラン」という。）及び本市が策定している「鳥羽市地域防災計画」の内容を踏まえ、本市の地域特性を考慮し、以下のように想定されるリスクを設定しました。

南海トラフ地震の発生は、県のアクションプランで想定されている被害発生状況を想定し、県の作成しているリスクシナリオに準拠します。

なお、本地域計画においては、原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外としています。

図表37 本市の想定されるリスク

災害の種類	災害の規模
南海トラフ地震	理論上最大クラスの地震（市内で震度7及び震度6強を観測する地震）（「三重県防災・減災対策アクションプラン」に準拠）
台風や大雨などに伴う河川の氾濫や浸水被害	加茂川等市内を流れる河川の氾濫や市街地区域の浸水
竜巻	国内最大級（F4）の発生
土砂災害	土砂災害
高潮	高潮

(4) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画においては、事前に備えるべき6つの目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」として、当初設定されていた45の事態から整理統合が行われ、現在、35の事態が設定されています。また、三重県国土強靱化地域計画では、国の基本計画の内容を参考とし、30の事態が設定されています。本市においては、国の基本計画及び県の計画内容との整合を図りつつ、4つの有人島を有していることや、観光産業が盛んであることなど本市の地域特性や実情に応じて、基礎自治体としての役割を踏まえ、31の「起きてはならない最悪の事態」を選定しました。

図表38 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる	1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災や二次被害の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
II. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3. 必要不可欠な行政機能を確保する	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	観光客を含む想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
IV. 迅速な復旧復興		2-6	離島を含む多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、重大事故の多発、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
<p>I. 人命の保護が最大限図られる</p> <p>II. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</p> <p>III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>IV. 迅速な復旧復興</p>	4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下
		4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的陸上海上交通ネットワーク、地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 脆弱性の評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性の評価を行い、評価結果を6つの「事前に備えるべき目標」ごとに整理しました。

事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災や二次被害の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
1-4	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

対象の事態	評価結果
1-1	市内には、木造住宅を主とした住宅密集地が存在している。火災発生時の犠牲者の最小化や、延焼等による被害の拡大を防ぐとともに、空き家対策等にもあわせて取り組み、市全体の防災性を高めるまちづくりを推進することが必要である。
	鳥羽市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震補修工事を行う市民等を支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。また、ホテル、物販店舗等の大規模建築物についても事業者等と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める必要がある。
1-2	火災等による被害の防止や最小化のためには、平時における防災訓練等の実施により、市、関係機関及び市民等が取るべき防災活動を実践し、防災対策を習熟することが重要である。また、事業所や建築物所有者等の防災意識向上を図ることで、初期消火設備の配備に万全を期す必要がある。さらに消防団員、自主防災組織等における教育訓練の充実などにより大規模延焼等の防止に万全を期す必要がある。
	県が策定している「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送道路に指定されている道路沿いの建築物で、倒壊により通行を妨げ、不特定多数の方の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物の耐震化を促進する必要がある。

対象の 事態	評価結果
1-3	<p>津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備等に取り組む必要がある。また、同報系防災行政無線による情報伝達のほか、市ホームページで発信している防災情報等や、「とばメール」への登録、さらに県が行っている「防災みえ.jp」等の活用を周知することが必要である。住民一人ひとりの津波避難計画の普及を図るとともに、住民の迅速な津波避難や災害時要援護者対策等により実践的な防災訓練等を実施する必要がある。</p> <p>津波ハザードマップにより浸水想定区域や津波到達時間などを事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立を行うことが、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努める必要がある。</p>
1-4	<p>市内を流れる加茂川等の河川において、洪水ハザードマップにより浸水想定区域を事前に市民等へ周知することで、自主避難態勢の確立を行うことが、被害の軽減に有効であることから、周知に努めるほか、洪水被害等の発生、または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して速やかに水防活動を実施するとともに、排水機場の適切な管理を行うことが重要である。</p>
1-5	<p>土砂災害防止機能を十分に発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。</p> <p>土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの配布により、避難の重要性等の住民への周知を図る必要がある。また、避難訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

- 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
- 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-5 観光客を含む想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
- 2-6 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

対象の事態	評価結果
2-1	発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築するため、事前の体制確認を行い、円滑な救助・救急活動等の実施に備えることが重要である。
2-2	<p>災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、市内や近隣市町の医療関係団体等の協力体制を充実することが必要である。また、医療需要に対応するため、市内の診療所等における医療体制を確保するとともに、救急業務の充実や医療機関との連携強化を図る必要がある。</p> <p>県等とも連携し、災害時の石油燃料の確保に取り組むほか、救援部隊等の関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるような受援体制を構築しておく必要がある。</p>
2-3	<p>避難所等における生活ニーズに対応できるよう、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策等を進める必要がある。特に、拠点避難所等に指定されている学校においては、耐震対策、老朽化対策による施設の安全性を確保するとともに、自家発電設備や備蓄倉庫、トイレ、エアコンの整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する必要がある。また、避難者の健康状態を把握でき、不調を早期に発見できるよう、医師、保健師等による巡回指導ができる体制を構築することが必要である。</p> <p>指定避難所だけでなく、ホテル・旅館等の宿泊施設の活用、福祉避難所への移送までに時間を要する場合における災害関連死を防止するための待機避難所を整備するなど、環境の整った各種避難所を整備が必要である。</p>
2-4	水・食料等の物資の備蓄に加え、被災時に水・食料等の物資の補給線が断たれないよう、避難路や緊急輸送道路等の環境整備を進める必要がある。また、災害時の物資輸送を長期にわたって停止させないよう、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化等を道路管理者と協力しながら推進する必要がある。

2-5	市外からの観光客等が帰宅困難者になった場合に備え、帰宅するまでの一時的な滞在期間中、物資や滞在スペースを提供できる体制を整備する必要がある。そのため、民間事業者等との協力協定締結などを行い、滞在スペースの確保や、水・食料等の物資の十分な確保に備える必要がある。
2-6	離島や沿岸部など災害時に孤立の可能性のある地域へは、ヘリコプター等の輸送手段を考慮するとともに、交通路及び物資輸送手段や海上輸送策の確保を優先し、橋梁や岸壁の耐震化、ヘリポートの整備充実等を図り、緊急輸送道路や船舶などの交通インフラを確保するための取り組みを進める必要がある。また、衛星携帯電話等の災害時における通信機能の運用確認を行うことが重要である。
2-7	避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が蔓延しないよう、避難所運営における感染症拡大の予防策について、避難者及び避難所職員に対して平常時の訓練で周知する必要がある。また、避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにする必要がある。

事前に備えるべき目標 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、重大事故の多発、社会の混乱
3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の事態	評価結果
3-1	被災等による治安の悪化を防ぐために、市民一人ひとりの防犯知識の習得や防犯意識の向上に警察等と協力しながら取り組むことが重要である。
	災害発生時には、信号機の全面停止など、様々な交通の混乱の発生が予測されるため、道路管理者、警察署、民間団体等との連携・協力体制を構築し、交通秩序の維持について万全を期す必要がある。また、警察等と連携し、市民に対しての交通法規の理解促進や、交通安全意識の醸成に取り組むことも重要である。
3-2	円滑な初動体制の構築のため、災害対策本部設置等について平時より体制構築のための基盤を整え、災害時に迅速な対応を行うことができるよう備える必要がある。加えて、職員への訓練を実施し、平時から職員の危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
	災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水した場合を想定し、庁舎等の電気・燃料や水の確保等の方策の検討を進める必要がある。また、市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所等の拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
	応急危険度判定、応急仮設住宅等の確保、罹災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するための準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保し、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築する必要がある。

起きてはならない最悪の事態	
4-1	サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下
4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

対象の 事態	評価結果
4-1	事業者における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」、「みえ企業等防災ネットワーク」等との連携を促進し、業務継続計画（BCP）の策定促進に取り組む必要がある。 強靱な経済構造の構築を促すため、生産拠点の国内回帰等を進める必要がある。また、円滑な域内循環システムの構築を図るとともに、域内消費を向上させるため、製造業等の生産力を拡大させ、流通の仕組みの改革に取り組む必要がある。
4-2	有害物質の大規模流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進める必要がある。
4-3	金融機関及び日本郵便株式会社のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。また、交通麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進めることが必要である。
4-4	食料等の安定供給の途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し、民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ・仕分け・配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資が供給できるような連絡・運搬体制を整備する必要がある。
4-5	上水道、農業水利施設の耐震化について、老朽化が進む範囲に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化に努める必要がある。また、災害時に迅速に復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効活用を普及・推進することが必要である。さらに、異常湧水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関との情報共有を緊密に行う必要がある。
4-6	農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自主的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。さらに、森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策等、効果的な手法による災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

事前に備えるべき目標

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能の停止
5-5	基幹的陸上海上交通ネットワーク、地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

対象の事態	評価結果
5-1	<p>県と市町の間で定めている「非常通信ルート」の確認を行い、災害発生時における非常通信を確保する必要がある。また、情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、電力供給停止時等においても市保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持・向上の方法を検討する必要がある。</p> <p>市民や観光客等の迅速な避難行動を促すため、同報系防災行政無線による情報伝達のほか、「とばメール」や「防災みえ.jp」、携帯電話会社による緊急速報メール等のメール配信サービス、市ホームページや公共情報コモンズ（Lアラート）等による災害情報の提供をはじめ、SNS等のICTも活用した多様な情報提供手段の確保に努める。また、情報伝達体制の整備として、外国語に対応するために「Safety tips」、「VoiceTra」等のツールの普及促進が必要である。</p> <p>災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期す必要がある。</p>
5-2	<p>電力の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁等を設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖等の対策を実施する必要がある。また、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取り組みを強化する必要がある。</p> <p>災害時に備えたエネルギー供給源の多様化のため、洋上風力発電の推進など、自立・分散型のエネルギーの導入や、再生可能エネルギーと蓄電設備の組合せ、非常電源の導入等を積極的に検討し、エネルギー供給の途絶時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。</p>
5-3	<p>災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス充填所の災害対応能力の強化を推進することも必要である。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有等、必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続きの改善等を検討することが必要である。</p>

対象の 事態	評価結果
5-4	<p>「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、本市が参加している南勢志摩ブロック第8ブロック内の他市町と応急給水体制を事前共有するなど、早期に対応できるように備える必要がある。また、平時からの飲料水や簡易トイレ等の備蓄について、市民への啓発を継続的に実施するとともに、避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。</p> <p>上下水道処理施設等の点検・調査等を実施し、必要に応じて施設の老朽化対策、耐震化等を進める必要がある。</p>
5-5	<p>発災後、基幹的陸上海上交通ネットワーク、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路・航路啓開の展開に向けて、県や建設事業者等との連携体制の構築等、道路・航路啓開態勢の整備を行う必要がある。また、道路や線路等が局所的に閉鎖となった場合や船舶交通に危険が生じている場合に、代替交通手段や経路等の確保及び地域を孤立させないための交通ネットワークの充実を図る必要がある。</p> <p>県等と連携し、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となり得る交通（海上輸送を含む）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備や緊急輸送道路にある橋梁等の耐震対策を推進する必要がある。また、地域の孤立化を防止するため、冠水等による交通障害への対策が必要である。</p>

起きてはならない最悪の事態

- 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
- 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

対象の事態	評価結果
6-1	事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。
	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及び傷病者等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取り組みを充実する必要がある。また、市内に住む外国人住民が災害時に孤立しないよう、外国人住民と地域住民が参加する防災訓練等を実施しつつ、災害時に地域の支援者となり得る外国人住民の育成につなげることが重要である。
	地域づくりやコミュニティ力を強化するための取り組みとして、住民一人ひとりの津波避難計画の作成、防災訓練等の取り組みを充実させ、自主防犯組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図ることが重要である。
6-2	被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界と緊急時における協定等を締結し、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施するなど、発災時に適切な行動が取れる態勢を整える必要がある。
	災害時において、市の果たし得る能力には限界があるため、被災者に対しきめ細やかな援助を行う上では、災害ボランティア等の協力が不可欠である。このため、災害ボランティア等の能力を十分に発揮し、効果的に活動を展開するため、ボランティアセンターの受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
6-3	平成 29（2017）年に策定した鳥羽市災害廃棄物処理計画に沿って、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うとともに、県や近隣市町等との緊密な情報共有体制を構築することが必要である。

対象の 事態	評価結果
6-4	<p>被災後の早期復興に資するため、復興に関する体制や手順の検討、模擬訓練を実施し、事前復興まちづくりの取り組み等を促進する必要がある。</p> <p>応急仮設住宅等の円滑な供給方策、住宅の応急修理の迅速な実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する必要がある。</p> <p>災害時には、様々な災害対応業務において事業用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込を検討し、調整を行う必要がある。</p>
6-5	<p>文化財などを保存・展示する文化財施設や資料館などについては、保存計画に基づいて計画的に改修工事や耐震化工事を実施し、引き続き取り組みを実施する必要がある。</p> <p>建造物の文化財については、防災設備の整備等を促進する。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。</p>
6-6	<p>災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする必要がある。特に観光関連業への影響を想定し、風評被害等により観光客入込客数等が長期的に大きく減少することを未然に防ぐための情報や情報発信経路については、平時からその方法等を検討する必要がある。</p>

4 強靱化に必要な取り組み

(1) 強靱化の推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性の評価結果をもとに、こうした最悪の事態を回避するために取り組むべき施策を抽出し検討しました。取り組むべき施策は、本計画に設定された4つのまちづくりの政策の柱に基づき、分野を設定します。

図表39 後期基本計画の政策の柱

政策の柱		施策分野
1	出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち	【子育て】 【教育・人材育成】 【交流の促進】
2	人が集い活力あふれるまち	【観光の魅力向上】 【産業振興と経営安定化】 【就業・起業】
3	人と自然が調和した環境にやさしいまち	【環境保全】 【自然共生】 【生活インフラ】
4	誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち	【福祉】 【安全安心な暮らし】 【保健医療・各種手続き】

5 対応方策の重点化・優先順位づけ

(1) 重点方針

地域計画では、国や県の方針を参照しつつ、本市の地域特性を鑑み、「市の役割の大きさ」及び「影響の大きさ」、「緊急性」の観点から重点方針を定め、「重点化すべき起きてはならない最悪の事態」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることとしました。これらについては、進捗状況や施策の具体化の状況等を踏まえながら一層の推進に努めます。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の重点化

図表40 重点化する「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
I. 人命の保護が最大限図られる	1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
II. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	離島を含む多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-5	基幹的陸上海上交通ネットワーク、地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
IV. 迅速な復旧復興	6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(3) 推進事業の設定

起きてはならない最悪の事態への対策として、平時から復興期の全段階を通じて、市民・関係機関・企業と連携し、起きてはならない最悪の事態に基づく「評価結果」を推進事業に設定します。

V まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 総合戦略と施策分野の関係

第3期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号。以下「法」。）第10条の規定に基づく本市の「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置づけます。

法第10条第2項に掲げる目標・基本的方向・戦略に基づく施策・その他必要な事項は総合計画後期基本計画に位置づける施策分野、行政改革大綱、国土強靱化地域計画に包含されるのものと、一体となって推進を図ります。下記には、それぞれの対応表を掲載しています。

図表4-1 総合戦略と施策分野との関係

施策分野	総合戦略			
	働く場の創出 ・人材育成	新しいひとの流 れ・ひとの交流	誰もが活躍 できるまち	社会情勢等に適応 したまちづくり
子育て			○	
教育・人材育成	○		○	
交流の促進		○		○
観光の魅力向上		○		○
産業振興と 経営安定化	○			○
就業・起業	○		○	
環境保全				○
自然共生				○
生活インフラ				○
福祉	○		○	
安全安心な暮らし		○		○
保健医療・ 各種手続き			○	○
行政改革大綱	○			○
国土強靱化地域 計画				○

2 総合戦略の基本目標に基づく施策

基本目標1

働く場の創出・人材育成

1-1 魅力ある働く場の創出

地元の子どもたちが本市の産業に魅力を感じ、将来の担い手として働きたいと思えるよう、キャリア教育や職場体験、海洋教育などの機会を充実させます。

また、業務の細分化や短時間勤務の導入促進、柔軟な雇用環境の整備などを通じて、女性や若者、外国人等にも働きやすい職場づくりを進め、無料職業紹介所によるマッチング支援や職場見学ツアー等を通じて、地域の雇用創出と人材育成につなげます。

(施策例)

- 柔軟な就労環境の整備
- 多様な属性に向けた雇用支援
- 地域のしごと魅力発信
- キャリア教育の推進
- 地域資源を活用した教育の推進
- 就農・就漁環境の向上
- 経営所得の安定化支援

1-2 異業種連携による産業振興

観光業と連携し、水産物のブランド化や商品開発を進めるとともに、漁業体験や地域資源の活用による新たな食の魅力を生み出します。漁業者の所得向上や地域ブランドの認知拡大に向けて、サミットや情報発信の取り組みを強化し、水産と観光、福祉が連携した地域振興を推進します。

(施策例)

- 漁業と観光の連携促進
- 水産と福祉の連携促進
- 地域資源活用の推進

1-3 デジタル等新技術の活用

ICTやAIなどの新技術を活用し、水産業の効率化や観光分野での情報発信力の強化を図ります。大学や企業と連携し、地域をフィールドとした研究・実践活動や教育を推進するほか、リアルタイムでの海洋環境の把握や、中小企業の生産性向上につながる取り組みも支援します。

(施策例)

- 柔軟な就労環境の整備（1-1再掲）
- 教育機関・企業との連携
- ICT・AI等の活用による生産性向上

1-4 企業等との交流・連携

企業との連携を通じ、地域の課題解決や観光地としての価値向上等に取り組みます。企業版ふるさと納税や地域おこし企業人制度の活用に加え、民間企業等との連携事業により、民間の力を活かした産業振興とまちづくり等を推進します。

(施策例)

- 教育機関・企業との連携（1－3再掲）
- 企業間・自治体間の人事交流等の推進
- 企業版ふるさと納税制度の活用
- 企業誘致活動の推進

1-5 挑戦人口の創出

地域の課題解決に向けてチャレンジする企業・個人を支援するため、高校・大学・高専等との連携や起業家育成セミナー、創業支援事業補助制度等を通じて、地域での起業・事業承継を後押しします。若者や移住者の新たな挑戦を促進します。

(施策例)

- 教育機関・企業との連携（1－3再掲）
- 起業育成支援
- 中小企業支援
- 地域おこし協力隊の受入れ

新しいひとの流れ・ひとの交流

2-1 企業との交流・連携（1-4再掲）

企業との連携を通じ、地域の課題解決や観光地としての価値向上等に取り組みます。企業版ふるさと納税や地域活性化起業人制度の活用に加え、民間企業等との連携により、民間の力を活かした産業振興とまちづくりを推進します。

（施策例）

- 教育機関・企業との連携（1-3再掲）
- 企業間・自治体間の人事交流等の推進（1-4再掲）
- 企業版ふるさと納税制度の活用（1-4再掲）
- 企業誘致活動の推進（1-4再掲）

2-2 移住・定住の促進

住宅取得や結婚を契機とした支援や、移住相談窓口の充実により、多様なライフスタイルに応じた移住・定住を促進します。市営住宅の運用や空き家バンクの活用等を含めた住まいの支援を進めるとともに、移住者向け情報発信を強化し、都市部とのつながりを広げます。

（施策例）

- 柔軟な就労環境の整備（1-1再掲）
- 企業間・自治体間の人事交流等の推進（1-4再掲）
- 地域おこし協力隊の受入れ（1-5再掲）
- 移住相談支援・定住応援
- 伊勢志摩移住プロモーション
- 市営住宅等の運用・住環境整備
- 空き家等の利活用推進

2-3 観光魅力の向上

鳥羽ならではの離島、海女、海産物、歴史文化等の資源を活かし、多様な観光体験を創出します。インバウンド対応、バリアフリー化、観光交通の利便性向上など、受入体制の整備を進めるとともに、観光プロモーションの強化、鳥羽駅周辺エリアの活性化、広域連携による誘客を推進し、滞在時間と観光消費の拡大を図ります。

（施策例）

- 観光プロモーションの推進
- インバウンドの誘致受入推進
- クルーズ船の誘致受入促進
- 二次交通・交通結節機能の強化
- 鳥羽駅周辺エリアの活性化
- 多様な旅行者の受入環境整備
- 伊勢志摩地域一体となった誘客活動
- 観光交通対策等の実施

2-4 関係人口の創出

企業・大学・団体等と協働し、「共創型関係人口」の拡大を図ります。オンラインコミュニティの活用やふるさと納税制度の活用など多様な手段により、鳥羽のファン層を広げ、継続的で双方向な関係性の構築を進めます。

(施策例)

- 柔軟な就労環境の整備（1－1再掲）
- 教育機関・企業との連携（1－3再掲）
- 企業間・自治体間の人事交流等の推進（1－4再掲）
- 企業版ふるさと納税制度の活用（1－4再掲）
- 地域おこし協力隊の受入れ（1－5再掲）
- 移住相談支援・定住応援（2－2再掲）
- 伊勢志摩移住プロモーション（2－2再掲）
- ふるさと納税制度の活用

誰もが活躍できるまち

3-1 結婚・出産・子育て支援

男女がともに子育てを担う環境づくりに向けて、子育て世帯の交流の場の提供や情報発信、総合子ども相談や女性相談などの相談体制の整備、保育所をはじめとする多様化する保育ニーズへの対応のほか、虐待の未然防止に向けた連携強化など、多様な子育て家庭を支える体制を構築し、「子育てしたいまち」の実現をめざします。

(施策例)

- 柔軟な就労環境の整備（1－1再掲）
- 多様な属性に向けた雇用支援（1－1再掲）
- 子育てしやすい環境の充実
- 多様な子育て世帯に寄り添う体制整備

3-2 教育・保育環境の充実

I C T教育、外国語教育、特別支援教育などを充実させ、子どもの学びを支える体制を強化するとともに郷土愛や自己肯定感を育む地域学習や海洋教育、ふるさと給食などを推進します。また、市民が主体的に関わる場づくりを進め、世代を問わず学びや経験を通じて地域に誇りを持つ環境を整えると同時に、鳥羽中央公園一帯の整備等を通じて、多世代交流や子育て支援につなげていきます。

(施策例)

- キャリア教育の推進（1－1再掲）
- 地域資源を活用した教育の推進（1－1再掲）
- 市営住宅等の運用・住環境整備（2－2再掲）
- 中央公園一帯の施設等の整備・運用
- 保育施設等の運営
- 多様な保育ニーズへの対応
- 学習環境の整備
- 生涯学習・社会教育活動の推進

3-3 誰ひとり取り残さないまちの実現

若者から高齢者、子育て世帯、障がいの有無や国籍の違い等にかかわらず、多様な属性の方が活躍できるよう、持続可能なまちづくりの基盤を整え、誰ひとり取り残さないまち（地域共生社会）の実現をめざします。

（施策例）

- 柔軟な就労環境の整備（1－1再掲）
- 多様な属性に向けた雇用支援（1－1再掲）
- 地域共生社会の理念の普及
- 地域力強化の推進
- 地域包括ケアシステムの推進
- 地域のつながりづくりの推進
- 地域コミュニティ活動支援の充実化

3-4 スポーツ・健康まちづくりの推進

鳥羽中央公園等のスポーツ施設を活用し、ランニングコース整備や健康アプリの活用など、住民の健康づくりを推進します。高齢者の介護予防や多世代交流も含め、ライフステージに応じた健康支援を展開し、スポーツ文化の育成と地域活性化に取り組みます。

（施策例）

- 中央公園一帯の施設等の整備・運用（3－2再掲）
- 生涯学習・社会教育活動の推進（3－2再掲）
- 持続可能な介護保険制度の推進
- 介護予防活動の強化

社会情勢等に適応したまちづくり

4-1 防災対策の充実

地域防災計画に基づく事業を進めるとともに、デジタル無線、防災倉庫、観光事業者との連携による帰宅困難者対策、避難訓練等を通じて、観光地としての防災体制を強化します。メールやSNS等との連携による迅速な情報発信、観光客への対応力向上を含め、地域ぐるみの災害対応力を高めていきます。

(施策例)

- 国土強靱化計画の策定・推進
- 地域の自主防災体制・活動の強化
- 避難所の運営・充実化
- 防災情報発信体制の整備
- 観光防災対策の推進

4-2 コミュニティ形成・強化・充実

地域での支え合いを進める担い手の育成、デジタル技術を活用したつながりの強化、地域が主体となって実施する地域活性化事業の支援等を通じて、市民の得意分野を活かした協働の場の創出を進めます。

(施策例)

- 柔軟な就労環境の整備（1-1再掲）
- 多様な属性に向けた雇用支援（1-1再掲）
- 教育機関・企業との連携（1-3再掲）
- 企業版ふるさと納税制度の活用（1-4再掲）
- 地域おこし協力隊の受入れ（1-5再掲）
- 地域共生社会の理念の普及（3-3再掲）
- 地域力強化の推進（3-3再掲）
- 地域のつながりづくりの推進（3-3再掲）
- 地域コミュニティ活動支援の充実化（3-3再掲）
- 官民連携による地域活性化事業

4-3 持続可能なまちづくりの推進

立地適正化計画や地域公共交通計画、公共施設等総合管理計画、空家等対策計画等に基づいた施策を推進することにより、人口減少社会に適応できる持続可能なまちづくりを進めます。

(施策例)

- 教育機関・企業との連携（1-3再掲）
- 空き家等の利活用推進（2-2再掲）
- 二次交通・交通結節機能の強化（2-3再掲）

- 地域共生社会の理念の普及（3－3再掲）
- 地域公共交通の維持・確保
- 立地適正化の推進
- 公共施設等総合管理の推進

4-4 自然・環境の保全と利活用

ゼロカーボンシティ推進計画や地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）、エコツーリズム全体構想等に基づく事業等を進めることにより、市民や観光客とともに環境負荷の軽減と自然共生型のまちづくりを推進します。

（施策例）

- 教育機関・企業との連携（1－3再掲）
- 多様な旅行客の受入環境整備（2－3再掲）
- 脱炭素化社会の促進
- 海洋ごみ対策の推進
- 資源循環型社会形成の推進
- 生活排水対策の推進

4-5 デジタル等新技術の活用（1-3再掲）

地域課題の解決や新たな価値創出に向けて、ICTやAIなどの技術を活用した産業支援や教育推進、へき地医療振興などを進め、最少の社会資源で効果を最大化できる地域社会の構築をめざします。また、行政手続きの利便性向上と業務効率化を図るため、DX推進方針等に基づき、マイナンバーカードの活用やオンライン申請の拡充、庁内システムの統合・最適化など、デジタル技術を活用した行財政運営を推進します。あわせて、地域課題に対応する行政サービスの質的向上をめざし、AIやRPAなどの先端技術を取り入れた業務改革にも取り組みます。

（施策例）

- 柔軟な就労環境の整備（1－1再掲）
- 教育機関・企業との連携（1－3再掲）
- 二次交通・交通結節機能の強化（2－3再掲）
- ICT・AI等の活用による生産性向上（1－3再掲）
- 多様な保育ニーズへの対応（3－2再掲）
- 学習環境の整備（3－2再掲）
- 地域包括ケアシステムの推進（3－3再掲）
- 地域のつながりづくりの推進（3－3再掲）
- 地域の自主防災体制・活動の強化（4－1再掲）
- オンライン診療等の推進
- 行財政運営のDX推進

資料編

計画策定の主な経過

No	年月日		事項	内容
1	令和6年	11月18日(月) ～令和7年2月 28日(金)	市民アンケート調査①	第六次鳥羽市総合計画並びに前期基本計画の進捗を測る基礎資料を作成するため、街頭インタビューやオンラインフォームによるアンケートを実施(回答数449件)
2	令和7年	2月4日(火)	市総合計画審議会①	・総合計画・総合戦略の内部評価結果及び審議会の評価方法について ・総合計画後期基本計画の策定方針とスケジュールについて
3		2月13日(木) ～28日(金)	市総合計画審議会委員への意見照会①	第六次鳥羽市総合計画前期基本計画及び第2期鳥羽市まち・ひと・しごと総合戦略の進捗評価について
4		3月26日(水)	市総合計画審議会②	第六次鳥羽市総合計画前期基本計画及び第2期鳥羽市まち・ひと・しごと総合戦略の進捗評価について
5		3月31日(月)	市総合計画審議会答申①	第六次鳥羽市総合計画「前期基本計画」及び「第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価について
6		6月16日(月) ～27日(金)	市民アンケート調査②	第六次鳥羽市総合計画並びに前期基本計画の進捗を測るとともに、後期基本計画の策定にかかる基礎資料を作成するため、市内在住の18歳以上の方2,000名を対象に調査を実施(回答数615件)
7		7月23日(水) ～8月1日(金)	庁内各課への意見照会①	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の骨子(案)について
8		8月20日(水) ～9月16日(火)	市総合計画審議会委員への意見照会②	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の骨子案及び第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗評価に関する意見について

9	令和7年	9月1日(月) ～30日(火)	市民意見募集① (オンライン意見募集)	①理想の鳥羽市、②理想に近づくための工夫や取り組みについて意見を募集(意見数延べ158件)	
10		9月5日(金)	市民会議① (ポスターセッション)	鳥羽マリントーミナルにおいて、ポスターセッション形式で開催し、計画の柱や各種計画について意見を募集	
11		9月6日(土)	市民会議② (ポスターセッション)	イオン鳥羽店において、ポスターセッション形式で開催し、計画の柱や各種計画について意見を募集	
12		9月22日(月) ～26日(金)	庁内各課への意見照会②	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の素案について	
13		10月6日(月)	市総合計画審議会③	・第2期鳥羽市まち・ひと・しごと総合創生戦略の進展度評価について ・第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の素案について	
14		10月14日(火) ～17日(金)	庁内各課への意見照会③	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の素案について	
15		10月27日(月)	市総合計画審議会④	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の素案について	
16		11月27日(木) ～12月2日(火)	庁内各課への意見照会④	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の素案について	
17		12月10日(水)	市総合計画審議会 答申②	第六次鳥羽市総合計画「後期基本計画」の策定及び「第2期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価について	
18		12月15日(月)	市議会① (全員協議会)	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画(案)について	
19		12月16日(火) ～令和8年1月13日(火)	市民意見募集② (パブリックコメント)	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画(案)について意見を募集(意見数延べ6件)	
20		令和8年	2月25日(水) ～3月23日(月)	市議会②	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について

用語集

【ア行】

RPA	P. 57、58、91
Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業やより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組み。	
IoT	P. 34
Internet of Things の略。様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。	
空き家バンク制度	P. 42、43
市内の空き家等の有効活用を通して定住及び商業活動の促進による地域の活性化を図るため、空き家等の情報を提供する制度。	
EBPM	P. 62、63
Evidence-Based Policy Making の略。経験や勘ではなく、政策目的を明確化した上でデータや合理的根拠（エビデンス）に基づいて政策を立案・実行する手法。	
エコツーリズム	P. 91
環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮した旅行、リクリエーション。	
SNS	P. 28、29、34、35、36、37、54、71、77、82、90
Social Networking Service の略。人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型のWebサイト。Facebook、X、LINE、Instagram など。	
SDGs	P. 32、67
持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。	
LGBTQ+	P. 29
性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつで、Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Queer／Questioning の頭文字をとった言葉。「+」はLGBTQに当てはまらない多様な性を表す。	

【カ行】

カーボンプレジット	P. 38、39
個人や企業が、二酸化炭素排出削減・除去の取り組みを行った結果を認証したもの。	
かもめバス	P. 43
市内を走る市営路線バスの愛称。平成21（2009）年10月より、市内路線バスを再編成し新たに運行を開始。土日祝日におけるダイヤの増便、ゾーン制運賃の導入、各種割引制度の実施など様々な変更を加えた。	

G I G Aスクール構想	P. 27、29
文部科学省が提唱する子ども1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現をめざす構想。	
義務的経費	P. 62
地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。歳出のうちの人件費、公債費、扶助費が該当する。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まる。	
業務継続計画（BCP）	P. 46、47、57、76
Business Continuity Plan の略。自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、被害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。	
形式収支	P. 13
当該年度に収入された現金（歳入決算額）から支出された現金（歳出決算額）を差し引いたもので、現金主義の建前に立って表される。	
公衆無線LAN	P. 32
電波を利用して、インターネットに接続できる接続方法のこと。無線LANの普及促進を行う業界団体Wi-Fi Alliance から相互接続性などの認証を受けた機器のことをWi-Fi という。	
コーディネーショントレーニング	P. 28
運動を早く学習できるようにするための「学ぶ力」を得ることを最大の目的としたトレーニングのこと。	

【サ行】

再生可能エネルギー	P. 39、40、41、77
エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを指す。	
財政調整基金	P. 60、61
一般的に、標準財政規模の10%が適正とされている各年度間の財源の不均衡を調整するための積立金のこと。	
3R	P. 38
環境と経済が両立した社会を形成するためのキーワード。リデュース（Reduce）は無駄な消費を減らす、リユース（Reuse）は再使用する、リサイクル（Recycle）は再資源化。	
実質公債費比率	P. 60、61
経常一般財源に占める、普通会計における公債費の元利償還金及び公営企業の元利償還金への繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源の割合。早期健全化基準は25%。	

将来負担比率	P. 60、62
公社や第三セクター等を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は 350%。	
森林経営管理制度	P. 40、41
森林経営管理法に基づく制度。市町が森林所有者の意向調査を実施し、所有者自らが管理できない森林について市町に経営管理権を設定した上で、①経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託、②経営に適しない森林については市町自ら管理を実施する制度のこと。	
スマート漁業	P. 34、35
ICTの活用や先端技術の開発の推進、生産・加工・流通現場への導入、連携基盤によるデータ活用、資源管理・評価の高度化による資源の増大、漁業経営の効率化・低コスト化・省労力化や漁獲物の高付加価値化による生産性・所得の向上、担い手の維持・発展をめざすこと。	

【夕行】

脱炭素	P. 38、91
二酸化炭素排出量をゼロにすること。	
地域共生社会	P. 89、90、91
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。	
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	P. 34、35、36、37、57、58、59、61、62、91
Digital Transformation の略。データとデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善していくだけでなく、組織文化そのものを変革することで、効率化に加え新たな価値を創造すること。	

【ナ行】

二次交通	P. 86、90、91
2種類以上の交通機関を活用した移動の2種類目の交通のこと。主に拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のことを指す。	

認定農業者	P. 35
農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。	

【ハ行】

ブルーカーボン	P. 34
沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。	

【マ行】

Ma a s	P. 47、48、49、50
Mobility as a Serviceの略。ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。	

【ラ行】

6次産業化	P. 34
1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。	

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス	P. 55、56
「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。	

第六次鳥羽市総合計画後期基本計画
(第3期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略)
【令和8年度～令和12年度】

発行年月：令和8年3月

発行・編集：鳥羽市 企画財政課

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

TEL：0599-25-1101